

**沖縄県 困難な問題を抱える女性への支援
のための施策の実施に関する基本的な計画**

**令和6年3月
沖縄県**

はじめに

女性が抱える困難な問題は、近年、性的な被害や、配偶者、親族等からの身体的、心理的、性的な暴力等の被害、家庭の状況、地域社会との関係性など、複雑・多様化、かつ、複合的なものとなっており、旧売春防止法を根拠として婦人保護事業が創設された時点とは状況が変化しています。

沖縄県においては、平成 18 年 3 月に「沖縄県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、また、令和 4 年 3 月には「第 6 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」を策定し、全ての県民が互いを認め支え合い、心豊かな活力ある沖縄の実現を目指して国、市町村、警察等の関係機関や民間支援団体と連携しながら、施策の推進に取り組んでいるところです。

令和 4 年 5 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等といった理念を踏まえた支援の新たな枠組が構築されました。

本県においても、こうした状況等を踏まえ、この度、「沖縄県 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を策定いたしました。

本計画は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間ににおける困難な問題を抱える女性への支援のための施策を包括的に提供し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すものです。

沖縄県としましては、困難な問題に直面している女性に寄り添いながら、きめ細やかな支援が届けられるよう、全力で取り組んでまいりますので、県民の皆様の一層の御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、御尽力をいただきました計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました多くの方々に深く感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

沖縄県知事 玉城 デニー

<目次>

第1章 計画に関する基本的な事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画における施策の対象者	1
4. 計画の期間及び進捗管理等	2
5. 県と市町村の役割	2
(1) 県の役割	2
(2) 市町村の役割	2
6. 支援に関わる関係機関等	3
(1) 女性相談支援センター	3
(2) 女性相談支援員	3
(3) 女性自立支援施設	3
(4) 民間団体等	4
(5) その他関係機関	4
第2章 現状及び課題	5
1. 現状	5
(1) 女性相談支援センター（旧女性相談所）における相談状況	5
(2) 女性相談支援センター（旧女性相談所）における一時保護の状況	10
(3) 女性自立支援施設（旧婦人保護施設）の状況	14
(4) 沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター相談対応の状況	16
(5) ている相談室 相談受付集計表	17
(6) 母の年齢（5歳階級）別にみた出生数・割合の年次別構成比	18
(7) ひとり親世帯の状況	19
(8) 性犯罪被害の状況	20
(9) その他の状況	21
2. 課題	22
(1) 相談しやすい環境体制づくり	22
(2) 包括的かつ継続的な支援	22
(3) 関連施策の支援体制の充実	22
第3章 計画の基本的な方向	23
1. 基本目標	23

(1) 相談しやすい環境体制づくり.....	23
(2) 包括的かつ継続的な支援.....	23
(3) 関連施策の支援体制の充実	23
2. 計画の推進指標	23
(1)市町村基本計画の策定数.....	23
(2)市町村相談支援員設置数	23
(3)資質向上に係る養成研修	23
(4)資質向上に係る実践研修	23
第4章 困難な問題を抱える女性への施策の内容	24
基本目標1 相談しやすい環境体制づくり	29
1. アウトリーチ等による早期の把握	29
2. 居場所の提供	29
3. 地域における活動の推進.....	30
4. 教育・啓発、広報活動等	30
基本目標2 包括的かつ継続的な支援	32
1. 相談支援.....	32
2. 一時保護.....	33
3. 被害回復支援	35
4. 生活の場を共にすることによる支援	36
5. 同伴児童等への支援	36
6. 自立支援.....	37
7. アフターケア	40
基本目標3. 支援体制の充実.....	41
1. 支援に関わる中核機関等の機能強化.....	41
2. 関係機関との連携体制の充実	42
3. 民間団体との連携体制	44
第5章 参考資料	45
1. 審議経過	45
2. 計画策定委員会 設置要領	46
3. 策定委員会 構成員.....	47
4. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	48

第1章 計画に関する基本的な事項

1. 計画策定の趣旨

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）（以下「法」という。）が成立しました。また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年厚生労働省告示第111号。以下「基本方針」という。）が公示されました。

この計画は、法や基本方針の内容を受け、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等に鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定するものです。

2. 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、法第8条第1項に基づく都道府県基本計画として策定するものです。
- (2) この計画の他、政策的に関連の深い「新・沖縄 21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画 令和4年度から令和13年度）（令和4年5月）」、「新・沖縄 21世紀ビジョン実施計画（前期:令和4年度～令和6年度）（令和4年9月）」、「第6次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～（令和4年3月）」、「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（改定版）（平成22年1月）」との整合を図るものとします。
- (3) また、「第2期 沖縄県地域福祉支援計画（令和4年3月）」、「沖縄県子どもの貧困対策計画（第2期）（令和4年3月）」、「沖縄県高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）（令和6年3月）」、「沖縄県障害福祉計画（第6期）・沖縄県障害児福祉計画（第2期）（令和3年4月～令和6年3月）（令和3年3月）」、「沖縄県犯罪被害者等支援計画（令和5年度～令和9年度）（令和5年6月）」、「沖縄県住生活基本計画（令和3年度～令和12年度）（令和4年8月）」等の各個別計画との整合・連携を図り、これらの計画と一体となって、本県における困難な問題を抱える女性への支援に関する施策の推進に取り組むための計画です。

3. 計画における施策の対象者

本計画における対象者は、法第2条の規定に基づき、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」を対象とし、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、必要に応じて法による支援の対象者となります。

また、性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、令和3年3月に行った「沖縄県性

の多様性尊重宣言(美ら島にじいろ宣言)及び「沖縄県差別のない社会づくり条例」の下、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討します。

4. 計画の期間及び進捗管理等

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

本計画で定めた施策については、年度毎に進捗状況を把握し、その内容を公表します。

なお、国の基本方針が見直された場合や社会情勢等の変化、関連する計画との整合性等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

5. 県と市町村の役割

県及び市町村は、法の基本理念に則り、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有しており、施策を講ずるにあたっては県と市町村は、適切に役割を分担しながら、互いに連携して支援を行います。

(1) 県の役割

ア 県は、困難な問題を抱える女性への支援に関して中核的な役割を果たすものとして、基本計画の策定等を通じて、地域の実情に応じて、それぞれの地域特性を考慮しながら、計画的に、地域のニーズに応じた施策を検討・展開します。

イ 県は、困難な問題を抱える女性への支援の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに支援を行う者の活動の連携及び調整を図ります。

ウ 県は、段階的・重層的な支援を行っていくため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討するとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体との協働による女性支援を通じ、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備します。

なお、多様な民間団体の中には、必ずしも困難な問題を抱える女性への支援として適切でない団体があることも考えられるため、県及び市町村は、支援対象者や民間団体等からの情報を注意深く収集し、現場における支援に支障をきたすことのないよう適切な対応に努めます。

エ 県は、広域的な観点から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が地域によって格差が生じることの無いよう、県内市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等の情報提供や必要に応じて助言等を行うなど、必要な支援を行います。

(2) 市町村の役割

ア 市町村は、支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供する役割を有

しています。

- イ 市町村は、庁内での情報連携及び支援方針の決定が円滑に行われるよう、関連部署が参加する会議の開催等の工夫に努めるとともに、必要な場合は適切に県や他の市町村、関係機関等につなぎ、かつ、つないだ先の県や他の市町村等と連携して支援を行う等、関係機関との緊密な連携が求められます。
- ウ 市町村は、法の規定により、国の基本方針に即した基本計画の策定や女性相談支援員の設置に努めなければならないとされています。
- エ 市町村は市町村内における、困難な問題を抱える女性への支援窓口の周知等に努めるほか、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体と協働しての女性支援を積極的に担うことが求められます。

6. 支援に関わる関係機関等

(1) 女性相談支援センター

本県では、昭和 47 年に女性相談支援センターの前身である「婦人相談所」を旧売春防止法に基づき設置（H8.4.1 から「女性相談所」に名称変更）し、「要保護女子」の「保護更生」に関する業務を行ってきました。

女性相談支援センターは、支援対象者が抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、本人の希望と意思を最大限に尊重し、関係機関と連携しながらその時点において最適と考えられる以下の業務を行います。

- ◆ 支援対象者の立場に立って相談に応じることや、相談を行う機関の紹介
- ◆ 支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護
- ◆ 支援対象者の心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助等
- ◆ 支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- ◆ 支援対象者が居住して保護を受けることができる施設の利用に係る情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

(2) 女性相談支援員

本県では、昭和 46 年に女性相談支援員の前身となる「婦人相談員」を各福祉事務所に配置し、復帰を経て昭和 53 年に婦人相談員 5 名を婦人相談所職員として定員化するとともに、福祉事務所と併せて増員する等相談業務体制の強化を図ってきました。

女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性にとっての相談窓口となり、必要に応じて関連施策や制度等の活用、関係機関との連携等を図りつつ支援を行う者であることから、任用後も研修等を通じて継続的に支援のための能力向上に努めます。

(3) 女性自立支援施設

本県では、昭和 47 年に、旧売春防止法に基づき、女性自立支援施設の前身となる要保護女子等の保護・更生を目的とした県立の婦人保護施設を設置し、平成 18 年から民間団体により運営が行われています。

女性自立支援施設は、様々な課題を抱えて他に居場所を見つけることが困難な女性（女性が家族を同伴する場合にあっては、女性及びその同伴する家族）が中長期に滞在できる落ち着いた環境で心身の健康の回復を図り、個々の自立に向けた準備をする事ができるよう、県や市町村、必要に応じて入所前に支援を行っていた団体等と連携して以下の支援を行います。

- ◆ 困難な課題を抱える女性の入所及びその保護
- ◆ 入所者の心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助
- ◆ 自立の促進のための生活の支援
- ◆ 退所者に係る相談その他の援助
- ◆ 入所者が同伴した児童に対する学習及び生活に関する支援

(4) 民間団体等

県では、法の規定に基づき、民間団体等と協働して、困難な課題を抱える女性に対する居場所の提供、SNS等を活用したアウトリーチなど、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援に関する施策に取り組みます。

(5) その他関係機関

女性が抱え得る困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、住居問題等多岐に渡っており、ひとりの女性が様々な問題に複合的に直面しているケースも多数であると想定され、最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々であることが想定されます。

このため、県では、支援を行う各自治体相互間の緊密な連携を図るとともに、関係機関の間で、十分な連携が図られるよう、配慮し、各自治体の女性相談支援員、女性相談窓口と積極的に連携を行います。

【日常的に連携することが想定される主な関係機関】

都道府県／市町村
福祉事務所
女性支援担当部局
障害保健福祉部局
男女共同参画主管部局等

警察・司法
都道府県警察／裁判所／日本司法支援センター／弁護士等

教育
学校（幼稚園を含む）／教育委員会／保育園等

医療・保健
医療機関／保健所／精神保健福祉センター

福祉
生活困窮者自立相談支援機関
母子生活支援施設／社会福祉協議会／障害福祉サービス事業所／その他社会福祉サービス関係者等

民間
民間団体

子ども施策に係る相談支援機関／県・市町村の担当部署等

- ・児童相談所
- ・子育て世代包括支援センター
- ・子育て支援担当課
- ・地域子育て支援拠点
- ・保健センター
- ・利用者支援事業
- ・子ども家庭総合支援拠点
- ・児童家庭支援センター
- ・子ども家庭センター（令和6年度以降設置）
- ・母子・父子自立相談員等

DV／性暴力等
配偶者暴力相談支援センター／性暴力被害者ワンストップ支援センター／男女共同参画センターにある相談室等

委員
民生委員・児童委員等

第2章 現状及び課題

1. 現状

(1) 女性相談支援センター（旧女性相談所）における相談状況

ア 相談状況（年次推移）

令和4年度の女性相談所及び各福祉事務所の相談件数の合計は、前年度に比べ減少しています。相談のうち、DVに関する内容を含むものは、相談全体の75%を占めています。

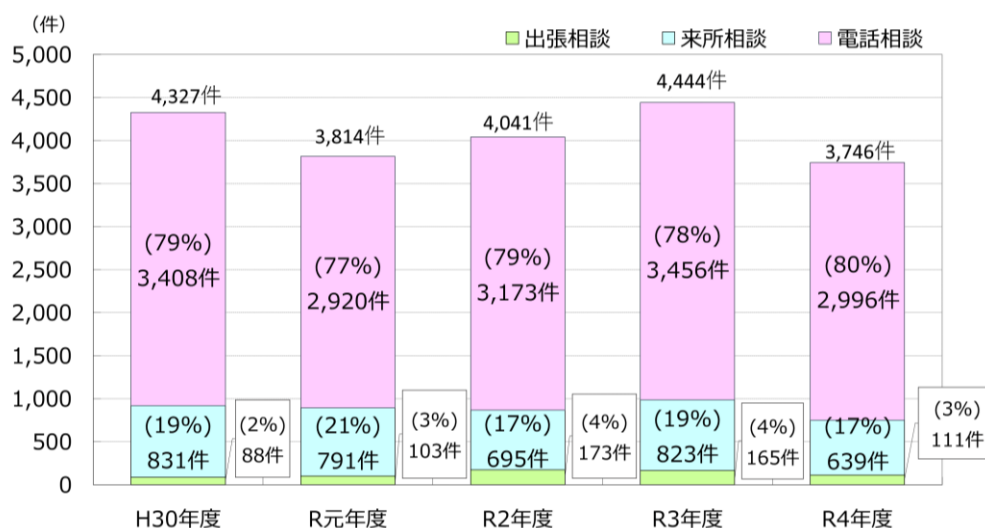
【図・表1 女性相談所及び各福祉事務所で受けた相談の合計数】

(単位:件)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
電話相談	3,408 (2,339)	2,920 (1,904)	3,173 (2,177)	3,456 (2,604)	2,996 (2,121)
来所相談	831 (660)	791 (691)	695 (628)	823 (754)	639 (583)
出張相談	88 (56)	103 (87)	173 (155)	165 (163)	111 (108)
合計	4,327 (3,055)	3,814 (2,682)	4,041 (2,960)	4,444 (3,521)	3,746 (2,812)

※（ ）内は、相談内容にDVを含む者の再掲

【図・表2 相談状況年次推移】



イ 相談状況(事務所別)

県には、令和5年4月1日時点で、13人の女性相談員(会計年度任用職員)が配置され、来所や電話、出張により相談に対応しています。(女性相談所5人、中部福祉事務所4人、北部福祉事務所、南部福祉事務所、宮古福祉事務所、八重山福祉事務所は各1人)

【図・表3 令和4年度実績_相談状況(事務所別)】

(単位：件)

事務所	女相	北部	中部	南部	宮古	八重山	計
電話相談	1,738 (990)	261 (235)	623 (586)	121 (109)	47 (33)	206 (168)	2,996 (2,121)
来所相談	177 (166)	61 (58)	184 (177)	83 (71)	77 (75)	57 (36)	639 (583)
出張相談	24 (24)	33 (31)	15 (15)	7 (7)	10 (10)	22 (21)	111 (108)
合計	1,939 (1,180)	355 (324)	822 (778)	211 (187)	134 (118)	285 (225)	3,746 (2,812)

() 内は、相談内容にDVを含む者の再掲

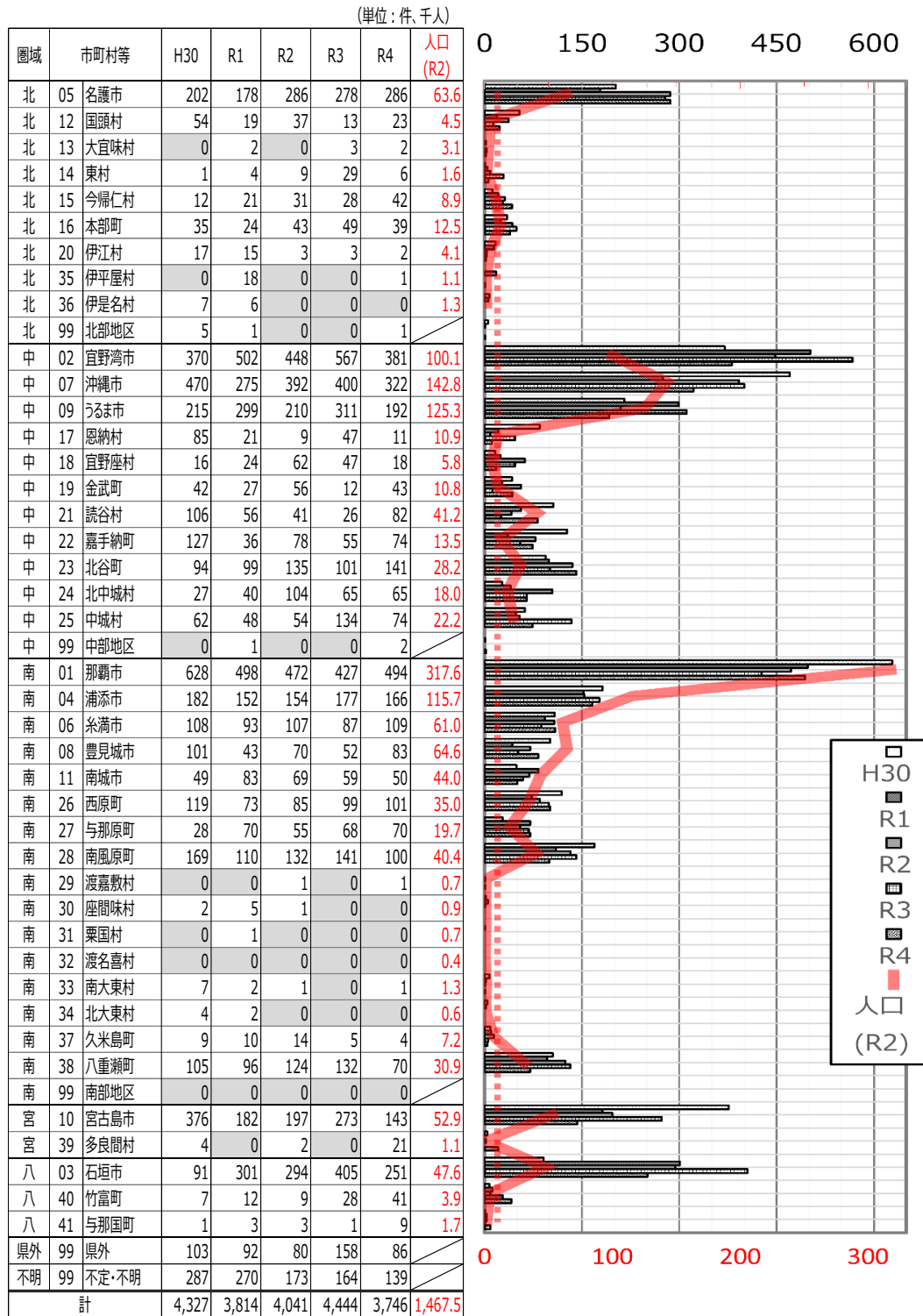
※表中「女相」は沖縄県女性相談所(沖縄県配偶者暴力相談支援センター)、「北部」、「中部」、「南部」、「宮古」、「八重山」は、沖縄県の各福祉事務所(各地区の配偶者暴力相談支援センター)を指す。

資料出所：令和5年度女性保護事業のあらまし(令和4年度実績)

ウ 相談状況(圏域別)

相談者の居住地別（令和4年度実績）は以下のとおりです。人口1万人未満の離島地域では、相談件数が少ない状況となっています。

【図・表4 令和4年度実績_相談者の居住地別】

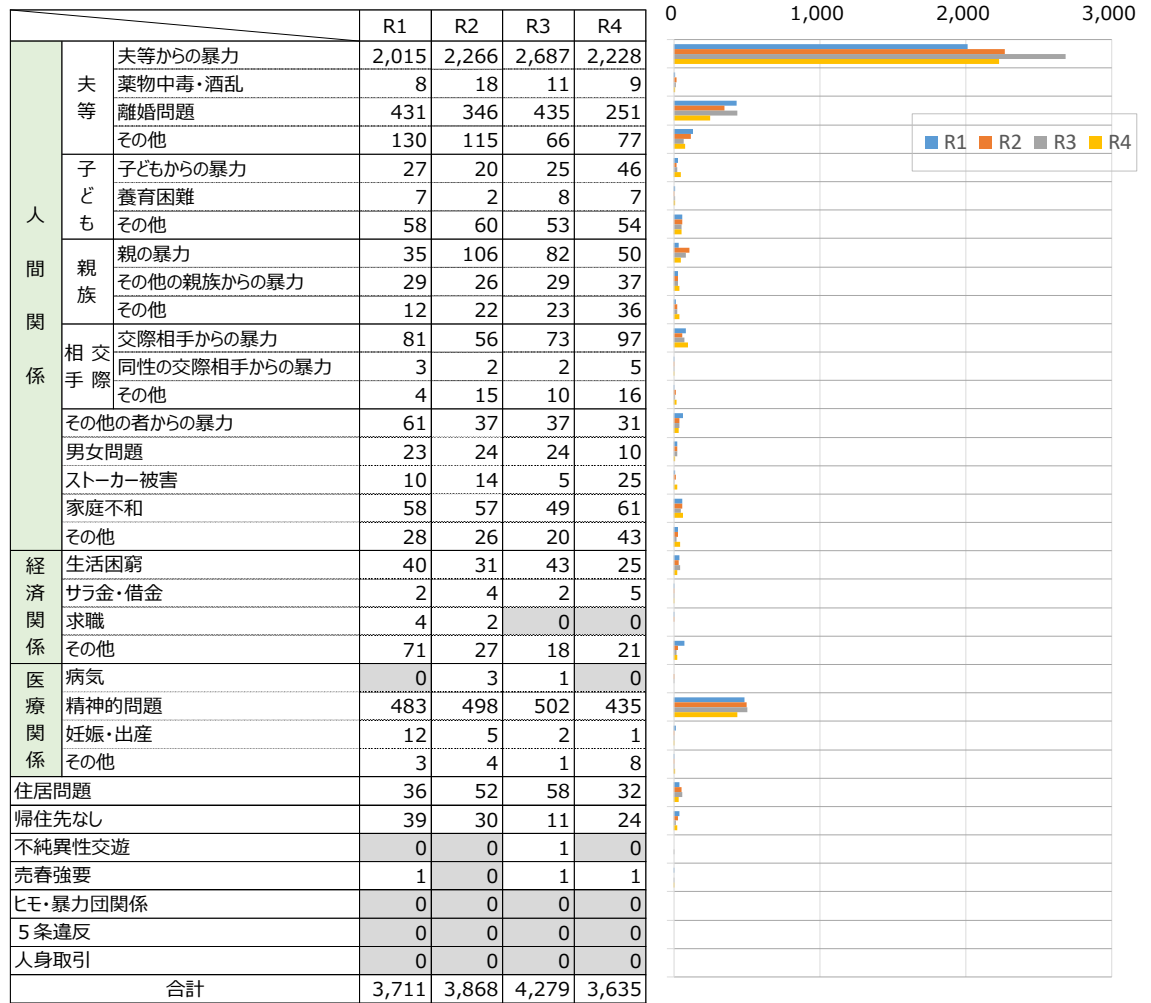


資料出所：令和5年度女性保護事業のあらまし(令和4年度実績)

エ 相談状況(主訴別) ※出張相談を除く

いずれの年度においても「夫等からの暴力」が約 6 割と最も多く、「人間関係」に係る相談が約 8 割を占めています。

【図・表 5 相談状況（主訴別）※出張を除く】



資料出所：令和 5 年度女性保護事業のあらまし(令和 4 年度実績)

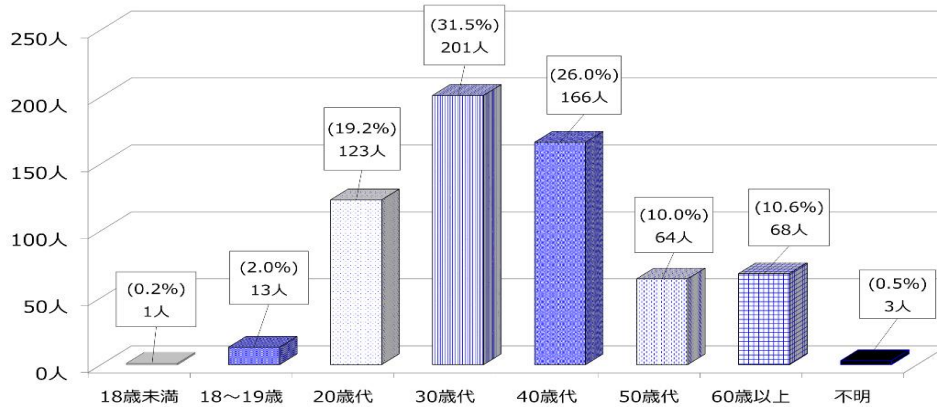
オ 相談状況(年齢別)

令和4年度は、来所者の年齢は、30歳代が最も多く、20歳代から40歳代で約8割を占めています。電話相談者の年齢は、40歳代が多く、次いで30歳代、20歳代となっています。

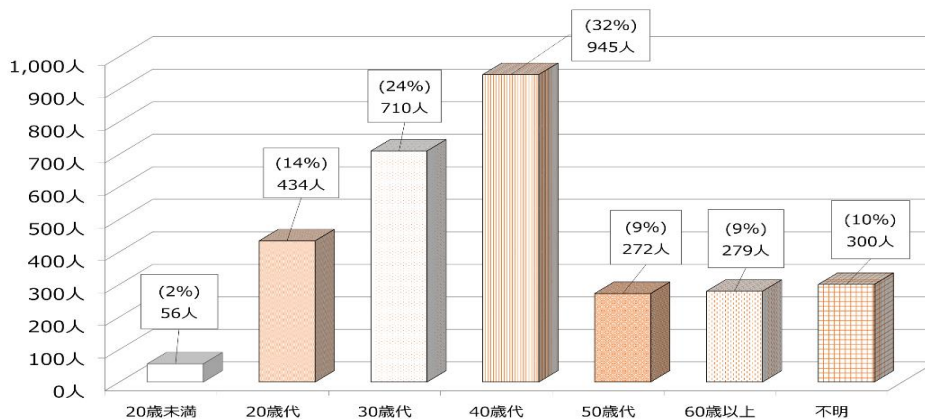
【図・表6 相談状況（年齢別）】

年代		H30		R1		R2		R3		R4	
		来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話
20歳未満	18歳未満	5人	454人	14人	47人	2人	71人	0人	59人	1人	56人
	18～19歳	15人		11人		10人		13人		13人	
20歳代		148人	501人	134人	398人	174人	642人	173人	565人	123人	434人
30歳代		262人	562人	272人	998人	225人	1,025人	247人	956人	201人	710人
40歳代		247人	790人	229人	582人	166人	613人	242人	943人	166人	945人
50歳代		112人	283人	87人	260人	57人	269人	55人	315人	64人	272人
60歳以上		42人	205人	38人	193人	58人	265人	83人	338人	68人	279人
不明		0人	613人	6人	442人	3人	288人	10人	280人	3人	300人
合計		831人	3,408人	791人	2,920人	695人	3,173人	823人	3,456人	639人	2,996人

【図・表7 令和4年度実績_来所相談状況】



【図・表8 令和4年度実績_電話相談状況】



資料出所：令和5年度女性保護事業のあらし(令和4年度実績)

(2) 女性相談支援センター（旧女性相談所）における一時保護の状況

ア 一時保護状況（年次推移）

令和4年度の一時保護入所者数は53人で、前年度に比べ14人増加しています。宮古・八重山の離島及び本島北部の遠隔地における迅速な保護への対応として、平成16年度から一時保護委託を実施しており、令和4年度の委託実績は7人となっています。

【図・表9 一時保護入所者数】

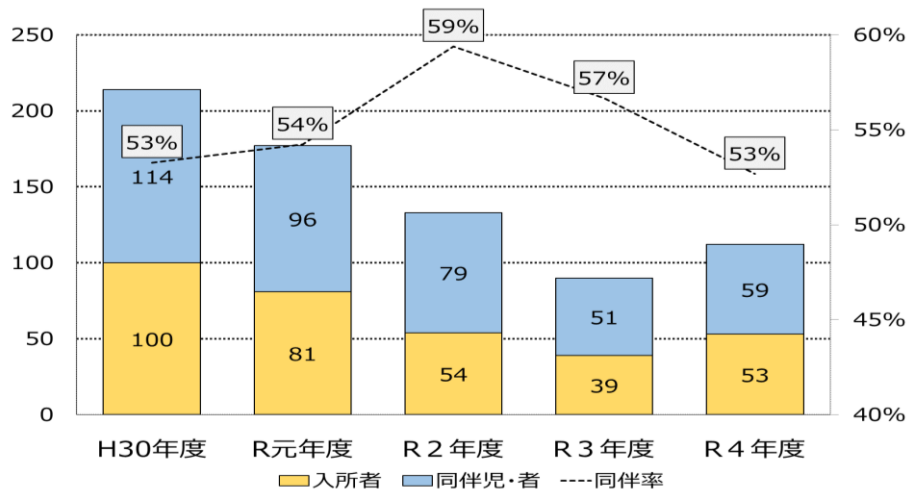
(単位：人)

区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
入所者	100 (79)	81 (61)	54 (44)	39 (32)	53 (48)
同伴児・者	114 (97)	96 (76)	79 (75)	51 (46)	59 (58)
合計	214 (176)	177 (137)	133 (119)	90 (78)	112 (106)

※ () は、DV案件の内数

※ 年度内実数で、年度繰越し等を含まない。

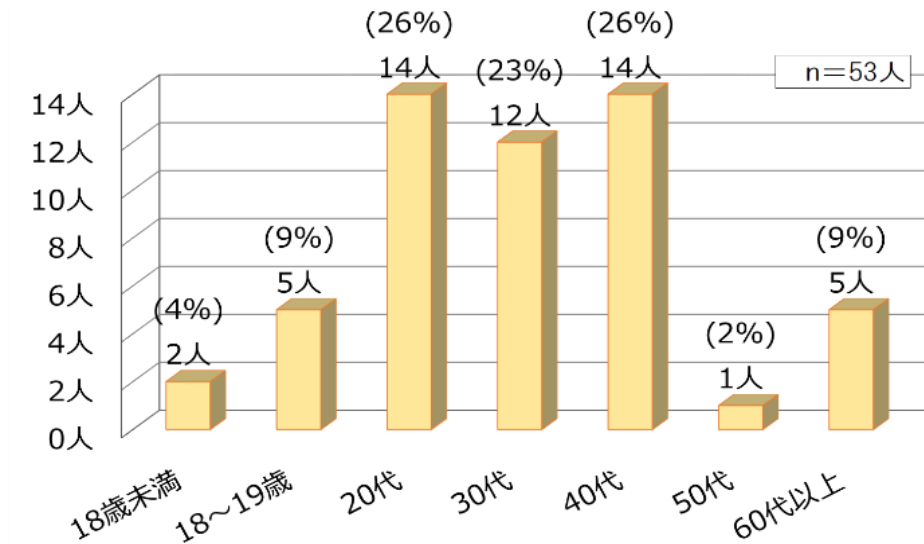
【図・表10 一時保護の年次推移】



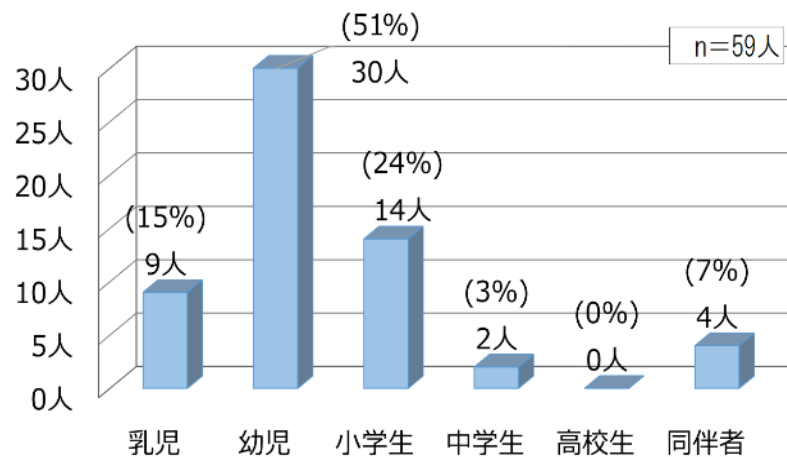
イ 一時保護状況（年齢別）

令和4年度は、入所者の年齢層は20代と40代が各々14人（26%）、次に多いのが30代で12人（23%）となっています。また、同伴児・者は幼児が30人（51%）で最も多く、ついで小学生14人（24%）となっています。

【図・表 11 令和4年度実績_一時保護入所者数】



【図・表 12 令和4年度実績_一時保護同伴児・者数】



資料出所：令和5年度女性保護事業のあらまし(令和4年度実績)

ウ 一時保護状況（主訴別）

一時保護の主訴は、いずれの年度においても「夫等からの暴力」が最も多く、令和4年度については、38人で7割（72%）を占めています。

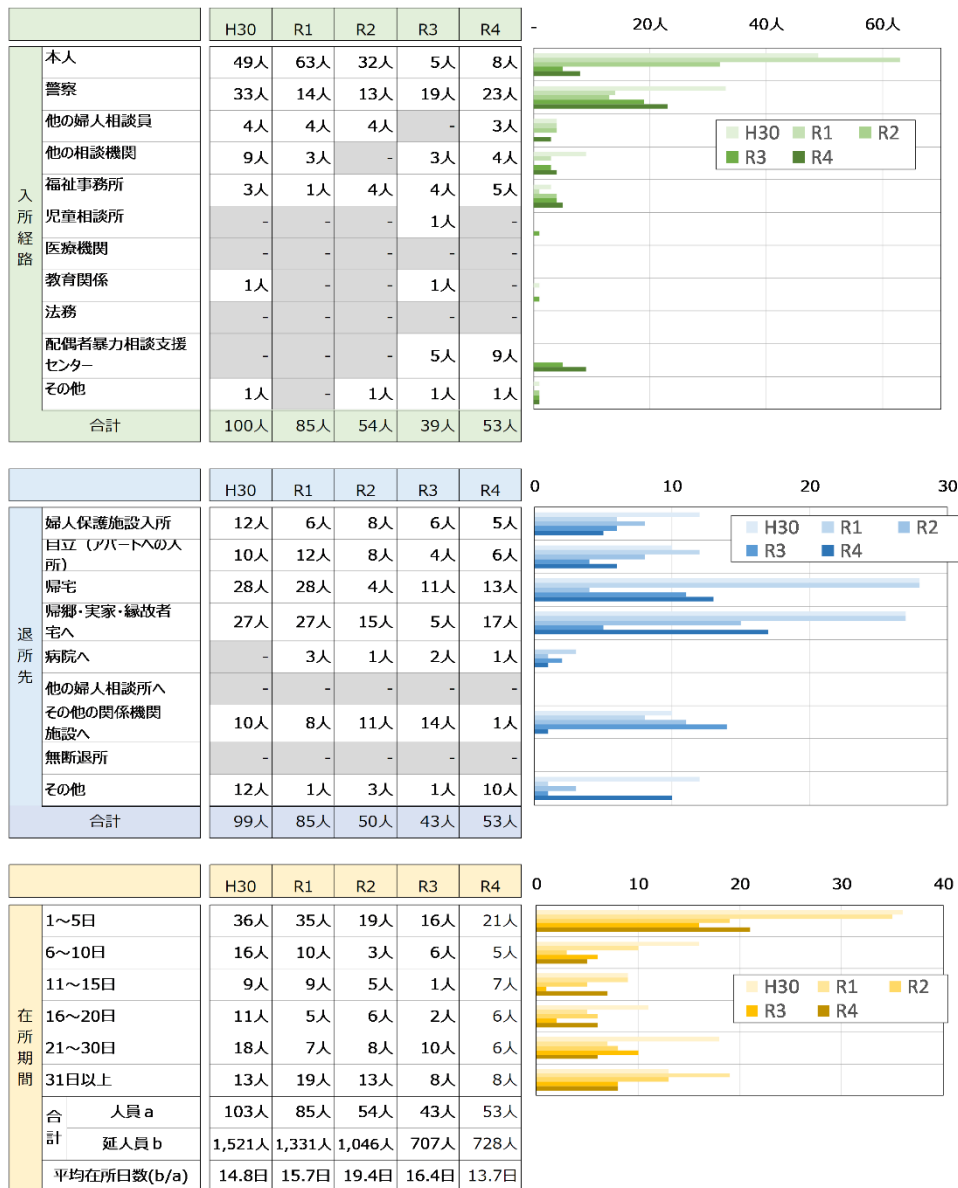
【図・表 13 一時保護状況（主訴別）】



エ 一時保護状況（経路別、退所先、在所期間）

令和4年度について、入所経路は、警察経由の来所が23人（43%）と最も多くなっています。また、退所先としては、帰宅と帰郷・実家・縁故者宅を合わせると30人（57%）で最も多い状況となっています。平均在所期間は13.7日で、昨年度より2.7日減少しています。15日以内で退所する者は、入所者の約6割を占めています。中には1ヶ月以上入所する者もあり、入所者の心身や経済の状況、住宅確保の困難等種々の理由により、安全確保と自立までに、長期間滞在せざるを得ない状況を示しています。

【図・表 14 一時保護状況（経路別、退所先、在所期間）】



※ 前年度からの一時保護線越し、次年度への一時保護線越し数を含む。

資料出所：令和5年度女性保護事業のあらまし(令和4年度実績)

(3) 女性自立支援施設（旧婦人保護施設）の状況

ア 入退所状況及び在所期間別退所理由（令和3年度実績）

令和3年度における支援者数は12人（A+B）。同伴児童は19人（A+B）となっています。退所者7人の内訳は、自立が5人と最も多くなっています。

【図・表 15 令和3年度実績_入退所状況(人)】

	前年度末 在所者	当該年度中 新規入所者	当該年度中 退所者	当該年度末 在所者	当該年度中 在所延人員
	A	B	C	A+B-C	
要保護女子等	6	6	7	5	2,193
同伴する家族	12	7	9	10	3,984
うち同伴児	12	7	9	10	3,984

【図・表 16 令和3年度実績_在所期間別退所理由(人)】

退所理由 /在所期間	3月未満				3月 以上 6月 未満	6月 以上 1年 未満	1年 以上 3年 未満	3年 以上 5年 未満	5年 以上	合 計
	1月 未満	1月 以上 2月 未満	2月 以上	小 計						
自立		2		2		2		1		5
帰宅				0		1				1
帰郷				0			1			1
結婚				0						0
他の社会福祉施設 等へ入所				0						0
うち母子生活支 援施設へ入所				0						0
病院へ入院				0						0
無断退所				0						0
その他				0						0
計	0	2	0	2	0	3	1	1	0	7

資料出所：厚生労働省婦人保護事業実施状況報告を基に沖縄県で加工

イ 在所期間別同伴家族（令和3年度実績）

【図・表 17 令和3年度実績_在所期間別同伴家族】

同伴する家族		1月未満	1月以上2月未満	2月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上	計	平均在所日数
乳幼児	夫等からの暴力		3		2	2	4			11	223
	要保護女子									0	0
	人身取引									0	0
	計	0	3	0	2	2	4	0	0	11	223
小学生	夫等からの暴力	3				1	3			7	215
	要保護女子									0	0
	人身取引									0	0
	計	3	0	0	0	1	3	0	0	7	215
中学生	夫等からの暴力	1								1	26
	要保護女子									0	0
	人身取引									0	0
	計	1	0	0	0	0	0	0	0	1	26
義務教育終了児	夫等からの暴力									0	0
	要保護女子									0	0
	人身取引									0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18歳以上	夫等からの暴力									0	0
	要保護女子									0	0
	人身取引									0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	夫等からの暴力	4	3	0	2	3	7	0	0	19	210
	要保護女子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人身取引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	4	3	0	2	3	7	0	0	19	210

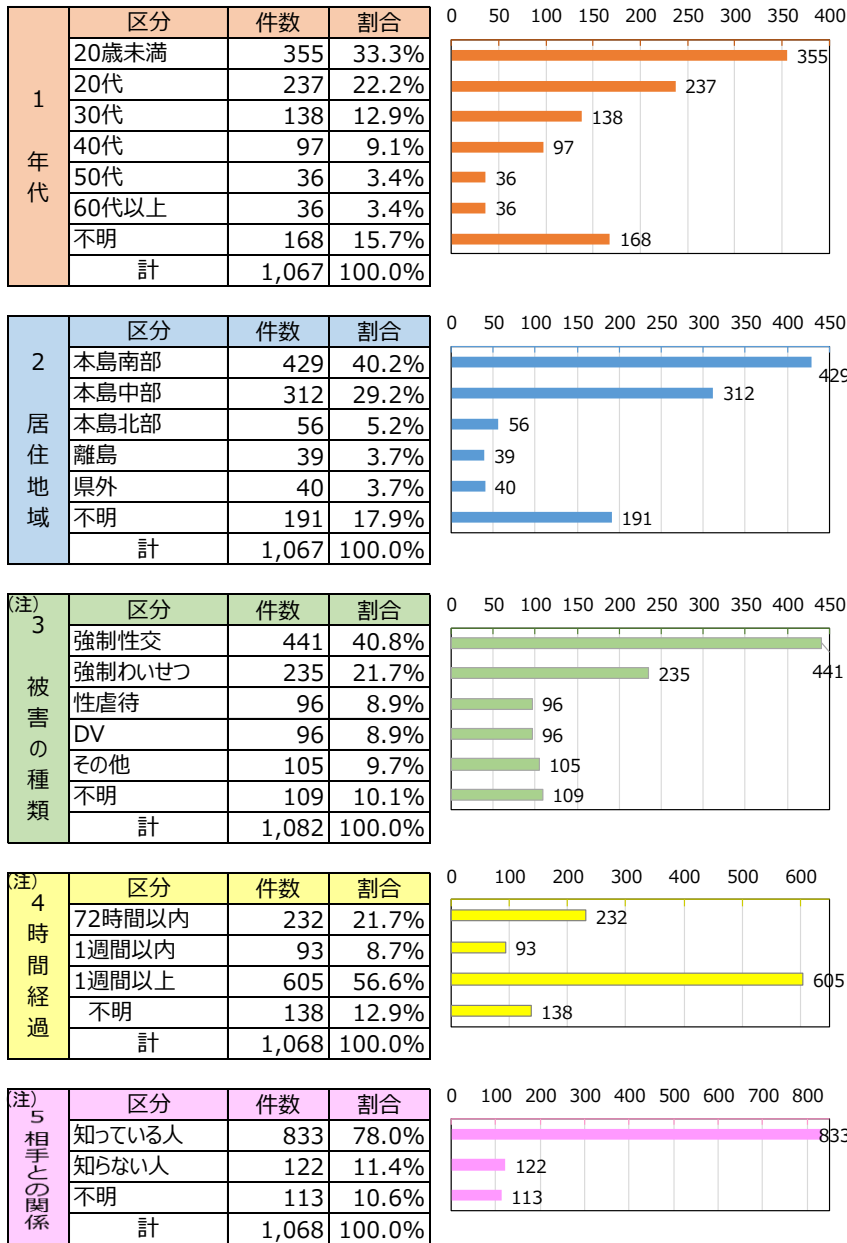
資料出所：厚生労働省婦人保護事業実施状況報告を基に沖縄県で加工

(4) 沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター相談対応の状況

(平成 27 年 2 月 2 日～令和 5 年 9 月 30 日)

平成 27 年 2 月のセンター開設から令和 5 年 9 月末までに、1,067 人の電話・面接相談等に応じています。相談件数は、24 時間 365 日体制となった令和元年度に大幅に増加し、近年は毎年延べ 2,500 件程度で推移しています。相談者は、20 代以下が約 6 割と最も多く、相手との関係性では「知っている人」が全体の約 8 割、また、全体のおよそ 6 割の方が被害から相談までに 1 週間以上を要している状況となっています。

【図・表 18 沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター相談対応実績】



(注) 3～5については、同一人で複数被害を受けている場合があるため重複している。

資料出所：沖縄県女性力・平和推進課ホームページ「開所時からの相談実績」を基に加工

(5) ている相談室 相談受付集計表

ている相談室の女性相談及び国際女性相談では、女性が抱える家庭や職場での人間関係、生き方、心や体の悩み、外国人との結婚・離婚など、さまざまな悩みや問題について相談を受けています。

【図・表 19 ている相談室 女性相談受付集計表】

種別	年度	相談件数	主訴別分類												
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
			生き方	こころ	からだ	仕事上の問題	パートナーとの関係	親子家庭	人間関係	暴力	暮らし	国際問題	A V ・ J K	L G B T Q	その他
女性相談	R2	2,840	139	335	58	173	176	469	198	632	113	163	2	-	382
	R3	2,047	87	191	31	163	132	359	175	501	82	93	0	10	223
	R4	2,416	239	591	37	63	241	258	191	350	106	91	0	15	234

※主訴別分類⑩については、令和3年度より集計開始

資料出所（子ども生活福祉部 女性力・平和推進課ホームページ「ている相談室相談実績」）

【図・表 20 ている相談室 国際女性相談受付集計表】

種別	年度	相談件数	主訴別分類												
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
			生き方	こころ	からだ	仕事上の問題	パートナーとの関係	親子家庭	人間関係	暴力	暮らし	国際問題	A V ・ J K	L G B T Q	その他
国際女性相談	R2	115	0	1	0	0	1	1	1	2	2	98	0	-	9
	R3	113	1	0	0	0	0	1	0	1	0	109	0	0	1
	R4	145	0	0	0	0	2	0	2	3	2	130	0	1	5

※主訴別分類⑩については、令和3年度より集計開始

資料出所（子ども生活福祉部 女性力・平和推進課ホームページ「ている相談室相談実績」）

(6) 母の年齢（5歳階級）別にみた出生数・割合の年次別構成比

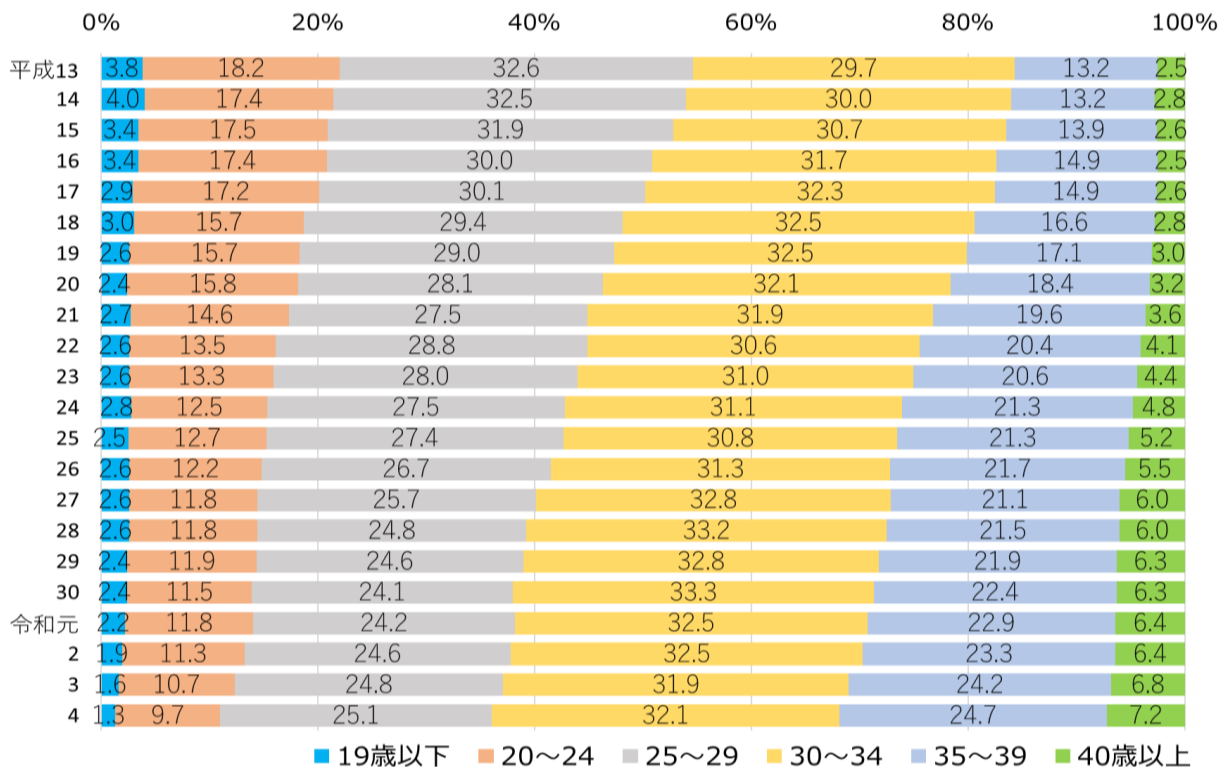
【図・表 21 母の年齢(5歳階級)別 出生数・割合(沖縄県)】

(単位：人、%)

年	年齢	出生数	19歳以下		20～24		25～29		30～34		35～39		40歳以上		不詳
			率	率	率	率	率	率	率	率					
平成13		17,169	654	3.8	3,127	18.2	5,600	32.6	5,095	29.7	2,262	13.2	431	2.5	-
14		16,571	663	4.0	2,881	17.4	5,392	32.5	4,978	30.0	2,195	13.2	462	2.8	-
15		16,303	554	3.4	2,847	17.5	5,203	31.9	5,004	30.7	2,272	13.9	422	2.6	1
16		16,362	561	3.4	2,855	17.4	4,913	30.0	5,181	31.7	2,436	14.9	416	2.5	-
17		16,115	468	2.9	2,769	17.2	4,845	30.1	5,209	32.3	2,397	14.9	427	2.6	-
18		16,483	496	3.0	2,592	15.7	4,843	29.4	5,352	32.5	2,742	16.6	458	2.8	-
19		16,588	436	2.6	2,601	15.7	4,809	29.0	5,399	32.5	2,838	17.1	505	3.0	-
20		16,736	399	2.4	2,643	15.8	4,709	28.1	5,369	32.1	3,078	18.4	538	3.2	-
21		16,744	455	2.7	2,449	14.6	4,603	27.5	5,335	31.9	3,290	19.6	611	3.6	1
22		17,098	439	2.6	2,308	13.5	4,930	28.8	5,227	30.6	3,496	20.4	698	4.1	-
23		16,918	445	2.6	2,256	13.3	4,735	28.0	5,251	31.0	3,483	20.6	745	4.4	3
24		17,074	480	2.8	2,139	12.5	4,688	27.5	5,304	31.1	3,643	21.3	820	4.8	-
25		17,209	437	2.5	2,191	12.7	4,707	27.4	5,306	30.8	3,665	21.3	903	5.2	-
26		16,373	426	2.6	1,993	12.2	4,373	26.7	5,132	31.3	3,555	21.7	894	5.5	-
27		16,941	436	2.6	2,004	11.8	4,359	25.7	5,557	32.8	3,577	21.1	1,008	6.0	-
28		16,617	437	2.6	1,961	11.8	4,118	24.8	5,521	33.2	3,577	21.5	1,003	6.0	-
29		16,218	394	2.4	1,927	11.9	3,988	24.6	5,324	32.8	3,558	21.9	1,024	6.3	-
30		15,732	380	2.4	1,815	11.5	3,789	24.1	5,233	33.3	3,519	22.4	996	6.3	-
令和元		14,902	329	2.2	1,753	11.8	3,608	24.2	4,836	32.5	3,418	22.9	958	6.4	-
2		14,943	277	1.9	1,694	11.3	3,675	24.6	4,851	32.5	3,486	23.3	960	6.4	-
3		14,535	235	1.6	1,555	10.7	3,606	24.8	4,630	31.9	3,515	24.2	994	6.8	-
4		13,594	179	1.3	1,313	9.7	3,410	25.1	4,369	32.1	3,351	24.7	972	7.2	-
全国		840,835	6,948	0.8	66,751	7.9	217,804	25.9	303,436	36.1	196,321	23.3	49,575	5.9	-

資料出所 (厚生労働省「人口動態調査」)

【図・表 22 母の年齢(5歳階級)別 出生割合(沖縄県)】



資料出所 (厚生労働省「人口動態調査」)

(7) ひとり親世帯の状況

平成 30 年度「沖縄県ひとり親世帯実態調査報告書」によると、本県のひとり親世帯は 33,250 世帯で、そのうち母子世帯は 28,860 世帯、父子世帯は 4,390 世帯となっており、ひとり親世帯の 86.8%を母子世帯が占めています。

なお、前回調査時(平成 25 年)までは、母子世帯数、父子世帯数ともに増加傾向であったが、平成 30 年時点では減少に転じ、出現率も下がっています。

【図・表 23 ひとり親世帯数・出現率】

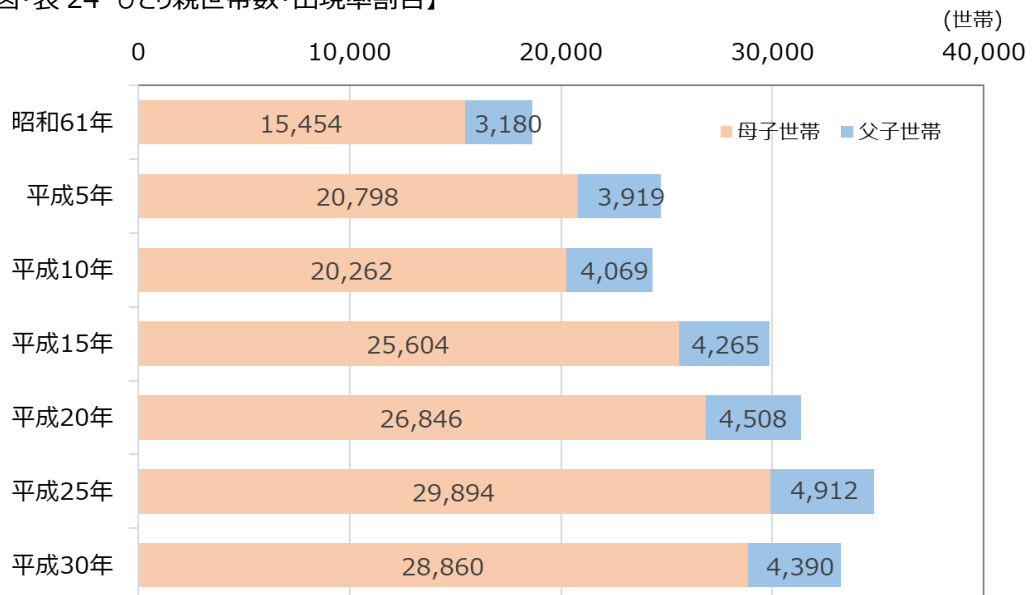
(単位：件、%)

	総世帯数	ひとり親世帯総数	母子世帯		父子世帯	
			世帯数	出現率	世帯数	出現率
昭和61年	354,565	18,634	15,454	4.36	3,180 ^{*1}	0.94
平成5年	403,350	24,717	20,798	5.16	3,919	0.97
平成10年	429,799	24,331	20,262	4.71	4,069	0.95
平成15年	474,797	29,869	25,604	5.39	4,265	0.90
平成20年	516,727	31,354	26,846	5.20	4,508	0.87
平成25年	547,288	34,806	29,894	5.46	4,912	0.90
平成30年	591,388	33,250	28,860	4.88	4,390	0.74

資料出所：沖縄県福祉保健部「沖縄県ひとり親世帯実態調査報告書」

注*1父子世帯の数値は昭和60年度調査の結果(世帯総数339,255世帯)

【図・表 24 ひとり親世帯数・出現率割合】

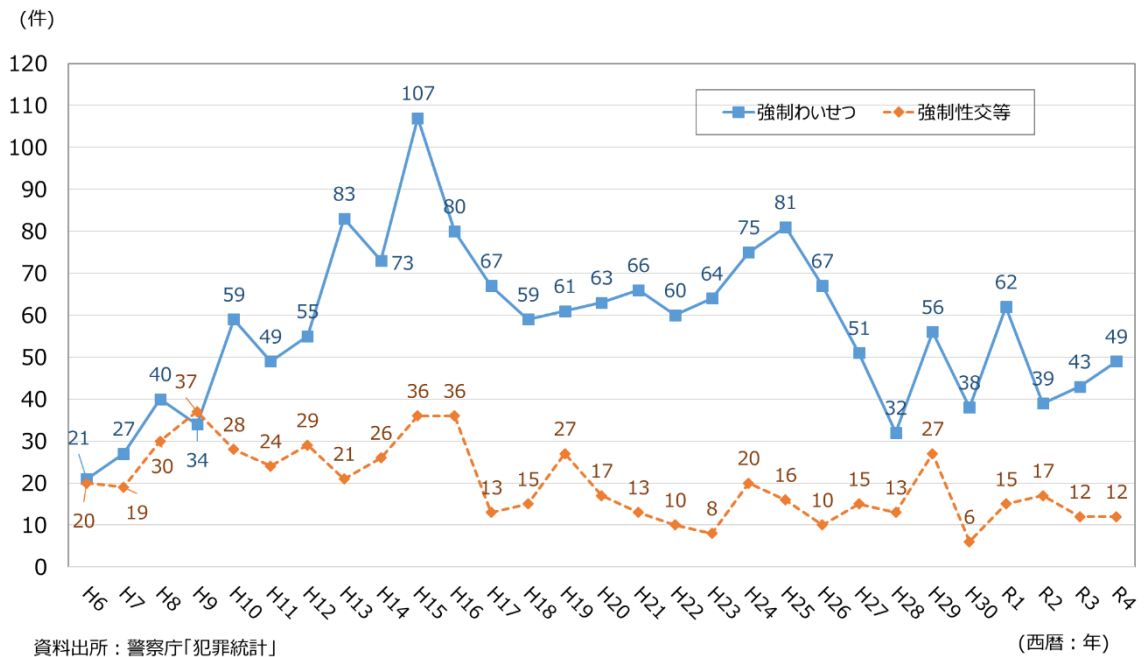


資料出所：沖縄県生活福祉部「沖縄県母子・父子世帯実態調査報告書」
 沖縄県福祉保健部「沖縄県ひとり親世帯実態調査報告書」

(8) 性犯罪被害の状況

令和4年に本県の警察署に届けられた性犯罪の認知件数は、「強制的性交等」12件、「強制わいせつ」49件となっており、前年と比較すると強制的性交等は増減なし、強制わいせつは6件の増となっています。

【図・表 25 強制的性交等・強制わいせつ認知件数(沖縄県)】



(9) その他の状況

婚姻率は全国 2 位、離婚率は全国 1 位であり、共働き率は全国 30 位となっております。父子・母子世帯の年間平均収入は、全国平均 4,279 千円に対し 2,816 千円で全国 47 位となっております。

【図・表 26 その他の状況(沖縄県)】

項目	沖縄	全国	順位	調査時点	資料
婚姻率 (人口千人対)	5.1%	4.3%	2位	R2年	厚生労働省「令和2年人口動態統計(確定数)参考表(都道府県別順位)」
離婚率 (人口千人対)	2.36%	1.57%	1位	R2年	厚生労働省「令和2年人口動態統計(確定数)参考表(都道府県別順位)」
共働き率	70.35%	69.24%	30位	R2.10.1	総務省統計局「令和2年国勢調査」※夫婦とも就業している世帯/夫婦のいる一般世帯
女性有業率	52.25%	50.73%	7位	H29.10.1	総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」※女性有業者数/女性総数
高校卒女子 初任給月額	164.1千円	176.3千円	38位	R3.6月分	厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」※企業規模10人以上
大学卒女子 初任給月額	223.9千円	226.4千円	9位	R3.6月分	厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」※企業規模10人以上
年間平均収入 (父子・母子世帯)	2,816千円	4,279千円	47位	R元年	総務省統計局「2019年全国家計構造調査(旧全国消費実態調査)-都道府県別」※1世帯当たり年間収入額、男親又は女親と未婚の子供の世帯
母子世帯割合	2.21%	1.16%	1位	R2年度	総務省統計局「令和2年国勢調査」※母子世帯数/一般世帯数
女性の大学等進 学率	44.28%	59.56%	47位	R3.5.1	文部科学省「令和3年度学校基本調査」※大学の学部,短期大学の本科,大学・短期大学の通信教育部,同別科及び高等学校・特別支援学校高等部の専攻科に進学した者、中等教育学校後期課程卒業者は含まない

資料出所：『100の指標からみた沖縄県のすがた 令和5年3月版』（令和5年7月）沖縄県企画部統計課

2. 課題

(1) 相談しやすい環境体制づくり

全国的には、女性相談支援センター以外の女性相談支援員への相談件数は増加していますが、女性相談支援センターや女性自立支援施設の利用は年々減少している状況にあります。

沖縄県においては、過去5年間（平成30年度～令和4年）の女性相談支援センター及び各福祉事務所の相談件数は4,327件～3,746件と年によって増減がある状況となっています。この中で、人口1万人未満の離島地域での相談が少ない状況があり、相談したくても相談することが難しい状況にあるのではないかと推察されます。

このような行政機関に相談することのハードルが高く相談窓口にたどり着けない女性や、支援を受けられることに気づかない女性に対して、いかに相談しやすい環境を整えていくかが課題となっています。

(2) 包括的かつ継続的な支援

これまでの法に基づく婦人保護事業においては、「要保護女子」の「保護更生」を目的としており、女性の人権の擁護・福祉の増進や自立支援等の視点は不十分なものであったと指摘されており、今後はこの観点での支援の充実が求められます。

また、全国的には女性自立支援施設への入所者のうち半数近くの女性が何らかの障害や疾病を抱えているという状況もあり、支援が必要な女性が抱えている困難な問題は、多様化、複合化、複雑化しており、問題解決には支援対象者の置かれた状況に応じてきめ細やかな、つながり続ける支援が求められています。

(3) 関連施策の支援体制の充実

上記で述べた相談しやすい環境体制づくりと支援の充実を実現するために、行政・民間団体・地域における多機関が連携・協働できる体制の構築が求められます。

また、多くの離島を抱える沖縄県としては、地域によって困難な問題を抱える女性への対応に大きな格差が生じないよう、離島地域等において、新たに支援体制を構築することが困難な場合は、既存の行政サービス等の活用も考慮するなど、必要な支援を受ける体制を全県的に整備していく必要があります。

さらに、多様な支援対象者の身近な相談先として女性相談支援員が大きな役割を果たす必要があり、県はもとより市町村の女性相談支援員の確保及び資質向上が求められます。

第3章 計画の基本的な方向

1. 基本目標

本計画における施策の実施にあたっては、本県における困難な問題を抱える女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与するため、課題に基づき以下を基本目標として、本県の実情や地域のニーズに応じた施策を計画的に検討・展開します。

(1) 相談しやすい環境体制づくり

妊娠・出産期に困難を抱える若年妊産婦、支援を必要とする不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒、ひきこもり等社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方、生活困窮者等の方々に対して、直接訪問や SNS 等による働きかけを行うとともに（アウトリーチ）、困難な問題を抱えていても何某かの事情で相談窓口にとどり着けない女性や、支援を受けられることに気づかない方々が早期に必要な支援をうけることができる環境づくりに努めます。また、困難な問題を抱える女性が気軽に立ち寄りやすい居場所の提供に努めるとともに、市町村等と連携して、地域における支援体制の強化に努めます。さらに、困難な問題を抱える女性のみならず、県民が人権の尊重、ジェンダー平等、男女共同参画の理解を促進するよう、教育・啓発、広報等を行います。

(2) 包括的かつ継続的な支援

女性相談支援センターをはじめとする関係機関において、本人の立場に寄り添った相談対応を行うとともに、支援対象者の置かれた様々な状況に応じて、一時保護、被害回復支援、自立して生活するための援助等の多様な支援の包括的かつ継続的な提供に努めます。なお、困難な問題を抱える女性が自らの住所地から離れた場所で相談するケースもあるため、県・市町村・関係機関の間で十分な連携を図ります。また、女性自立支援施設の退所後や相談支援終了後においても、相談者と緩やかにつながり続ける支援を行うなどアフターケアに努めます。

(3) 関連施策の支援体制の充実

困難な問題を抱える女性が適切な支援を受けられるよう、支援従事者の人材確保及び資質向上に努めるとともに、女性相談支援センターをはじめとする中核機関の機能強化に努めます。更に、支援調整会議をはじめ、行政や民間団体など関係機関が連携・協働して支援を実施する体制の構築に努めます。

2. 計画の推進指標

指標	現状値	目標値
(1)市町村基本計画の策定数	0 市町村 (令和 4 年度)	41 市町村 (令和 10 年度)
(2)市町村相談支援員設置数	11 市 (令和 4 年度)	41 市町村 (令和 10 年度)
(3)資質向上に係る養成研修	— (令和 4 年度)	3 回程度/年 (令和 10 年度)
(4)資質向上に係る実践研修	8 回程度 (令和 4 年度)	12 回程度 (令和 10 年度)

第4章 困難な問題を抱える女性への施策の内容

1 基本目標 相談しやすい環境体制づくり

- 1 アウトリーチ等による早期の把握
- 2 居場所の提供
- 3 地域における活動の推進
- 4 教育・啓発、広報活動等

2 基本目標 包括的かつ継続的な支援

- 1 相談支援
- 2 一時保護
- 3 被害回復支援
- 4 生活の場を共にすることによる支援
- 5 同伴児童等への支援
- 6 自立支援
 - (1) 医学的又は心理的支援
 - (2) 生活支援
 - (3) 日中活動の支援
 - (4) 居住支援
- 7 アフターケア

3 基本目標 関連施策の支援体制の充実

- 1 支援に関わる中核機関の機能強化
- 2 関係機関との連携体制の充実
- 3 民間団体との連携体制

【推進項目別担当課等一覧】（※2024年3月末時点）

基本目標	重点事項	推進項目	担当課等	
1 相談しやすい環境体制づくり	1 アウトリーチ等による早期の把握	(1) 妊娠・出産期に困難を抱える若年妊産婦等に対するアウトリーチ等	保健医療部	地域保健課
		(2) 支援を必要とする学生等に対する支援体制の構築等	教育庁	県立学校教育課
		(3) 生活困窮者へのアウトリーチ等	子ども生活福祉部	保護・援護課
		(4) ひきこもり等で支援を必要とする方々へのアウトリーチ等	保健医療部	地域保健課
	2 居場所の提供	(1) 若年妊産婦等に対する居場所づくり	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
		(2) 就学継続のための県立高等学校内への居場所づくり	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
	3 地域における活動の推進	(1) 市町村の取組支援	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
		(2) 民生委員・児童委員、人権擁護委員等の活用	子ども生活福祉部	福祉政策課
		(3) 母子保健コーディネーターに関わる関係者等の人材育成	保健医療部	地域保健課
		(4) 社会福祉協議会職員等の資質向上	子ども生活福祉部	福祉政策課
		(5) 精神障害者に対する支援従事者等の資質向上	子ども生活福祉部 保健医療部	障害福祉課 地域保健課
	4 教育・啓発、広報活動等	(1) DV被害防止のための幼児・児童・生徒への人権教育の充実	教育庁	生涯学習振興課、義務教育課、県立学校教育課、保健体育課
		(2) DV被害防止のための多様な広報啓発の実施	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課
		(3) 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課
		(4) 加害者対策への取組	子ども生活福祉部 教育庁	女性力・平和推進課 義務教育課、 県立学校教育課
		(5) 予期せぬ妊娠や性感染症の予防など、性教育の推進	教育庁	保健体育課
		(6) あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課
		(7) 男性の理解促進・意識啓発	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課
		(8) 人権の尊重、ジェンダー平等、男女相互の理解に係る学校教育の充実	教育庁	県立学校教育課、義務教育課
		(9) 「生命(いのち)の安全教育」の取組の推進	教育庁	保健体育課
2 包括的かつ継続的な支援	1 相談支援	(1) 女性相談支援センターにおける相談支援等	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
		(2) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談支援等	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課
		(3) 沖縄県男女共同参画センターに在る相談室における女性相談等	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課
		(4) 障害者就業・生活支援センターにおける相談支援等	子ども生活福祉部	障害福祉課
		(5) 生活困窮者自立支援機関における相談支援等	子ども生活福祉部	保護・援護課
		(6) 沖縄県ひきこもり専門支援センターにおける相談支援等	保健医療部	地域保健課
		(7) 国際的な家庭問題等に関する相談支援等	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課、青少年・子ども家庭課
		(8) 女性健康支援センターにおける相談支援等	保健医療部	地域保健課
		(9) 在住外国人等への支援	文化観光スポーツ部	交流推進課

基本目標	重点事項	推進項目	担当課等	
2 包括的かつ継続的な支援	2 一時保護	(1) 一時保護委託先の十分な確保	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課	
		(2) 緊急時における安全の確保	ア 連絡体制の確保	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
			イ 一時保護移送が困難な場合等	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
		(3) 移送体制の確保	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課	
		(4) 広域連携の推進	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課	
		(5) 一時保護機能の充実	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課	
		(6) 被害者の退所時期及び保護期間の延長	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課	
	(7) 児童相談所との連携	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課		
	3 被害回復支援	(1) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課	
		(2) 性暴力被害者ワンストップ支援センターにおける支援等	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課	
		(3) 医療機関との連携	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課	
	4 生活の場を共にすることによる支援	(1) 一時保護後の関係機関等と連携した支援	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課	
		(2) 母子生活支援施設の広域措置等による社会資源の増	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課	
	5 同伴児童等への支援	(1) 一時保護中の学習支援	ア 適切な学習機会の提供	子ども生活福祉部 教育庁 青少年・子ども家庭課 義務教育課
			イ 在籍校との連携等	子ども生活福祉部 教育庁 青少年・子ども家庭課 義務教育課
			ウ 親子入所等の検討	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
		(2) 女性自立支援施設入所者同伴児童への支援	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課	
		(3) 児童相談所や関係機関が連携した支援	子ども生活福祉部 教育庁 青少年・子ども家庭課 義務教育課	
		(4) 児童以外の者への支援	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課	
		6 自立支援	(1) 医学的又は心理的支援	ア 医療機関等の専門機関との連携支援
	イ 配偶者暴力相談支援センターによる情報提供等			子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
	ウ 精神保健福祉センター等と連携した中長期的なメンタルヘルスケア			子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課、障害福祉課
	(2) 生活支援		ア 女性相談支援センターの一時保護や女性自立支援施設における支援	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
			イ 女性自立支援施設における日常生活自立支援	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課

基本目標	重点事項	推進項目	担当課等			
2 包括的かつ継続的な支援	6 自立支援	(3) 日中活動の支援	ア 女性相談支援センターの一時保護や女性自立支援施設における支援	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
			イ DV被害者に対する職業相談、職業紹介、職業訓練等の活用	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
			ウ 女性自立支援施設における日中活動の確保	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
			エ 自立相談支援機関等による就労等支援	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課、保護・援護課	
			オ 職業相談の実施や職業能力開発の支援等	商工労働部	労働政策課	
			カ 判断能力が不十分な支援対象者への支援	子ども生活福祉部	福祉政策課	
			キ 刑務所等の矯正施設出所予定者等に対する沖縄県地域生活定着支援	子ども生活福祉部	福祉政策課	
		(4) 居住支援	ア 女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設に	(ア) 市町村等との連携	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
				(イ) 入居に係る情報提供等	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
			イ こども施策との連携	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
			ウ 民間賃貸住宅では対応が困難な住宅に困窮する低額所得者への対応	土木建築部	住宅課	
			エ 公営住宅の入居制度の見直し検討	土木建築部	住宅課	
			オ 世帯状況に応じた公営住宅間の住替えの推進	土木建築部	住宅課	
	カ 沖縄県居住支援協議会の取組促進・運営支援	土木建築部	住宅課			
	7 アフターケア	(1) 女性相談支援センターにおける支援		子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
		(2) 女性自立支援施設における支援		子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
		(3) 体制整備の支援		子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
		(4) 福祉事務所、児童相談所等との連携強化		子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
		(5) 母子生活支援施設等での支援の充実		子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
		(6) 精神障害者の地域移行・地域定着の促進		子ども生活福祉部	障害福祉課	
3 関連施策の支援体制の充実	1 支援に関わる中核機関の機能強化	(1) 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の体制		子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
		(2) 女性相談支援員の任用等		子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
		(3) 支援従事者への適切な処遇確保による人材確保		子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
		(4) 支援従事者の資質向上	ア 女性相談支援センターによる支援等	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
			イ 研修等の実施	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
	ウ 職場環境整備等	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課			

基本目標	重点事項	推進項目	担当課等	
3 関連施策の支援体制の充実	2 関係機関との連携体制の充実	(1) 関係機関における理解促進	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課	
		(2) 性犯罪・性暴力被害者に関する総合的な支援に係る連携	ア 専門機関との早期連携	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
			イ 沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターにおける支援等	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
			ウ 警察による対応等	県警察本部 広報相談課、捜査第一課、少年課
		(3) DV被害者による保護命令申立や発令後の安全確保等に係る裁判所、警察との連携	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課	
		(4) DV被害者の安全確保に係る警察との連携	県警察本部 人身安全対策課	
		(5) 法的支援、司法手続きに関する支援	ア 教育機関との連携等	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
			イ 支援制度の周知等	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
		(6) 沖縄県配偶者等からの暴力対連絡会議による支援調整機能の強化	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課	
		(7) 支援調整会議	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課	
		(8) こども施策との連携	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課	
	(9) 若年妊産婦の支援に係る連携	子ども生活福祉部 子ども未来政策課		
	(10) 生活困窮者自立相談支援機関との連携	子ども生活福祉部 保護・援護課		
(11) 犯罪被害者等の経済的負担の軽減に向けた施策の整備	子ども生活福祉部 消費・くらし安全課			
	3 民間団体との連携体制	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課		

基本目標 1 相談しやすい環境体制づくり

1. アウトリーチ等による早期の把握

支援を必要としながらも相談につながりにくい幅広い年齢層の困難な問題を抱える女性が、できる限り早期に相談支援を行う窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、早期把握を通じた適切な支援に努めます。

(1) 妊娠・出産期に困難を抱える若年妊産婦等に対するアウトリーチ等

生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、女性健康支援センターを拠点に、妊娠・出産等に関する専門家による電話相談等に加え、妊娠・出産期に困難を抱える若年妊産婦等に対しては、SNS等も活用した相談支援等に取り組むとともに、学校や地域への取組の周知に努めます。

(2) 支援を必要とする学生等に対する支援体制の構築等

支援を必要とする不登校傾向の生徒や、中途退学が懸念される生徒等が在籍する県立高等学校へ就学継続支援員を派遣し、校内における支援体制の構築に取り組めます。

(3) 生活困窮者へのアウトリーチ等

社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方や、潜在的な支援対象者の早期発見、及び早期支援を行う必要があるため、訪問支援(アウトリーチ)等による支援を強化します。

(4) ひきこもり等で支援を必要とする方々へのアウトリーチ等

ひきこもり等社会参加に向けて、より丁寧な支援を必要とする方に対して、ひきこもり専門支援センターでは、相談窓口においても相談を受け付け、訪問支援(アウトリーチ)等を行うとともに、家族会などの関係機関とも連携して、対象者の状態に応じた適切な支援を行います。

2. 居場所の提供

困難な問題を抱える女性を中心に置いて、個々人の状況に応じた支援を提供するため、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要な場合は支援者と話すことや、他の女性達とも交流することができるような、安心して過ごせる居場所づくりに取り組むとともに取組の周知に努めます。なお、取り組むに当たっては、行政や民間団体など、それぞれの地域の実情に合った、柔軟で多様な手段を検討します。

(1) 若年妊産婦等に対する居場所づくり

10代の母親など、若年母親に対する自立生活支援及び若年妊産婦に対する総合的な自立支援を行う居場所を設置します。

(2) 特定妊産婦等に対する宿泊型居場所づくり

支援を要する妊産婦等が安心して出産し、出産後は安定した生活につながるよう、宿泊型の居場所を設置します。

(3) 就学継続のための県立高等学校内への居場所づくり

県立高等学校内に居場所を設置し、就学継続のための支援等に取り組むとともに、専門的な個別支援を必要とする子供の居場所や、若年妊産婦に対応できる居場所を設置し、

寄り添い型の支援に取り組みます。

3. 地域における活動の推進

地域での支援体制の構築に際して、地域格差が生じることのないよう、困難な問題を抱える女性の人権の擁護、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害からの心身の健康の回復、生活再建等に必要となる支援体制の強化や市町村等との連携の推進を図ります。

(1) 市町村の取組支援

県は、広域的な観点から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等、市町村に対する支援を行うとともに、市町村の取組状況を把握し、格差が生じないよう必要な取組を促します。

(2) 民生委員・児童委員、人権擁護委員等の活用

地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員等に対し、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりに関する啓発資料等の配布や研修等を実施し、地域からの意識醸成、広報啓発を推進します。

(3) 母子保健コーディネーターに関わる関係者等の人材育成

全ての市町村において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する母子健康包括支援センターを設置できるよう支援するとともに、センター機能の充実のため、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターやセンターの運営に関わる関係者等の人材育成に取り組みます。

(4) 社会福祉協議会職員等の資質向上

複雑多様化する地域課題に対応する市町村社会福祉協議会職員等の相談技術や資質向上を図るため、市町村社会福祉協議会に対する指導、助言等を行う福祉活動指導員を県社会福祉協議会に配置する等の支援を行います。

引き続き地域の様々な課題解決に向け専門性の高い人材を確保・育成するため、県社会福祉協議会と連携し研修やセミナー等の内容充実を図り、市町村社会福祉協議会の組織基盤を強化するための支援を行います。

(5) 精神障害者に対する支援従事者等の資質向上

精神障害者を支援するために必要なスキルを向上させるための研修を実施し、質の高い地域移行支援が可能となるよう医療従事者や相談支援従事者等に対する研修内容の充実を行います。

また、精神保健に関する支援者等の資質向上や連携を深めるため、研修会や会議等を開催します。

4. 教育・啓発、広報活動等

県は、女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策について、積極的な周知に努めるとともに、自己がかけがえのない個人であること、困難に直面した場合は、支

援を受けることができること等という意識の醸成を図るため、性暴力被害、性暴力や性的搾取等の加害防止等に関する教育・啓発等に努めます。

(1) DV被害防止のための幼児・児童・生徒への人権教育の充実

学校及び社会教育に係わる関係者(PTA、青年会、女性会、子ども会等)を対象に人権教育指導者研修会を行い、人権意識の高揚を図り、指導者の実践力向上に努めるとともに、生命(いのち)の安全教育の取組を推進し、幼児・児童・生徒の発達の段階を踏まえた人権教育の充実に努めます。

(2) DV被害防止のための多様な広報啓発の実施

「だれも被害者、加害者、傍観者にならないため」また「配偶者等からの暴力が自分の身近にある重大な人権問題であること」の広報啓発を行います。

(3) 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成

シンポジウム、講演会等の開催や、リーフレットの作成及び配布、テレビやラジオの活用等により、「どのようなことでも配偶者等からの暴力は許さない」という意識の醸成を図ります。

(4) 加害者対策への取組

ア 加害防止のための広報啓発・教育等

だれも加害者にならないため、講演会やリーフレットの作成等の広報啓発を行うとともに、特に若年者層に対し、学校現場での予防教育に努めます。

イ 加害者更生相談窓口の整備

加害者が、自らの暴力の責任を認識し、変わる意思を持っている場合に、その相談に適切に対応する窓口を整備します。

ウ 加害者更生のための指導等に関する検討

加害者更生のための指導について、加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築を検討します。

(5) 予期せぬ妊娠や性感染症の予防など、性教育の推進

男女が健康状態や性差に応じて適切に自己管理できるよう、学校における健康教育及び発達段階に応じた適切な性教育を推進するとともに、産婦人科医や助産師等の外部講師を活用するなど、地域との連携による性教育(ジェンダー平等の意識や情報活用能力を含む)を促進します。

(6) あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進

男女共同参画の重要性について、一人一人が自分ごととして認識し、意識の改革が図られるよう、対象やテーマ、年代に応じ、効果的な手法を用いてわかりやすく受け入れられやすい広報・啓発を進めます。また、男女共同参画の基礎となる人権尊重意識を高めるための啓発事業や男女の様々な問題の相談に対応します。

(7) 男性の理解促進・意識啓発

男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するとともに、性差に関する偏

見・固定観念、無意識の思い込みへの気づきや、性別に関わりなく家事、育児、介護などを主体的に行うことなどについて意識啓発を行います。

(8) 人権の尊重、ジェンダー平等、男女相互の理解に係る学校教育の充実

児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、ジェンダー平等、性の多様性の尊重とよりよい関係の構築や男女共同参画の重要性について、社会科、家庭科、情報科、特別の教科道徳、特別活動等の学校教育全体を通じた教科横断的な取組の充実を図るとともに、関係機関等と連携し、外部人材も活用した学習活動を推進します。

(9) 「生命(いのち)の安全教育」の取組の推進

性犯罪・性暴力を根絶していくため、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行います。学校の教育活動全体を通して、生命(いのち)の尊さや素晴らしさ、自分を尊重し、大事にすること(被害者にならない)、相手を尊重し、大事にすること(加害者にならない)、一人一人が大事な存在であること(傍観者にならない)の「生命(いのち)の安全教育」の取組を児童生徒の発達段階に応じて推進します。

基本目標 2 包括的かつ継続的な支援

1. 相談支援

困難な問題を抱える女性に対する相談支援に当たっては、「困難な問題を抱える女性の福祉の増進」等、法の目的に沿って「本人中心」の相談支援を行います。

相談支援は、困難な問題を抱える女性自身と支援者との間の信頼関係を築きながら、女性が必要とする支援に適切につなげるために重要な過程でもあることから、本人の立場に寄り添って、本人の課題や背景等の内容を本人とともに整理し、的確なアセスメントに基づき、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針等を検討し、支援に必要な関係機関との調整等を進めることとします。

(1) 女性相談支援センターにおける相談支援等

各種の社会福祉サービス等の調整等を担当する市町村等の関係機関とも連携を図りながら、相談支援・関係者調整の中心を女性相談支援センターが担い、支援を進めていきます。

(2) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談支援等

配偶者からの暴力(DV)相談機能等の充実については、配偶者暴力相談支援センターの拡充や関係機関等との連携体制の強化、既存施設の広域利用化の推進、被害者の支援に向けた取組、複合的な課題に対応できる相談支援体制の構築、DV 防止に向けた広報啓発に取り組みます。

(3) 沖縄県男女共同参画センターているるにおける女性相談等

沖縄県男女共同参画センターているるは、男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設として、男女共同参画に関する研究・講座の開催、各種情報の収集・提供を行うほか、団体等の活動の場の提供、相談事業を行います。

(4) 障害者就業・生活支援センターにおける相談支援等

障害者就業・生活支援センターに、障害者の就業に伴う生活上の相談支援を行う生活支援員担当職員を配置し、職場不適應により離職した者や離職のおそれのある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の就業生活における自立を図ります。

(5) 生活困窮者自立支援機関における相談支援等

生活困窮者自立支援制度のもと、各市等の福祉事務所設置自治体は独自に相談窓口を設置しています。県においては、福祉事務所を設置していない町村部の相談窓口として県内4か所に生活と就労のワンストップ型の相談窓口(自立相談支援機関)を設置しており、引き続き、相談支援を行います。

(6) 沖縄県ひきこもり専門支援センターにおける相談支援等

ひきこもり状態にある者やその家族等への支援を行うために設置した沖縄県ひきこもり専門支援センターにおいて、相談支援、訪問支援等を行うことにより、本人の自立を促します。

(7) 国際的な家庭問題等に関する相談支援等

言語、文化、法制度等が異なる外国人との結婚や離婚等に起因する国際的な家庭問題等について、様々な関係機関から適切な支援を提供することができるように、各種施策や組織間の連携を促進し、相談・支援体制の更なる強化に取り組みます。

(8) 女性健康支援センターにおける相談支援等

生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、女性健康支援センターを拠点に、妊娠・出産等に関する専門家による電話相談等に加え、妊娠・出産期に困難を抱える若年妊産婦等に対しては、SNS等も活用した相談支援等に取り組みます。

(9) 在住外国人等への支援

地域社会や公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団等と連携し、多言語や'やさしい日本語'による情報発信、在住外国人の地域社会参画への支援、沖縄での生活に関する各種相談の実施のほか、災害時に備えた外国人支援サポーターの育成など、イチャリバチャデーやユイマールの精神で、外国人が安心して生活及び滞在ができる環境づくりに取り組みます。

2. 一時保護

女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性及び困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族に対して、緊急に保護することが必要と認められる場合、その他厚生労働省令で定める場合に、緊急時における安全の確保及び一時保護を、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託します。また、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、支援対象者本人だけでなく、当該児童についても、一人の児童として尊重し、必要なアセスメントを実施し

ながら、状況に応じた適切な機関と連携して支援を行います。

(1) 一時保護委託先の十分な確保

支援対象者の状況は、暴力を振るう配偶者等から避難中である、医療的ケアが必要である、妊娠している、児童を同伴している、高齢である、学生である、何らかの事情で帰宅が困難であるなど、多様であり、また、居所等の厳重な秘匿を要する場合と、居所等を秘匿する必要性は薄く、むしろ社会とのつながりを維持することが必要な場合等があり、必要とする支援の性格も前者と後者では大きく異なることも考えられることから、支援対象者の状態に応じた複数の委託先についても検討を行います。

(2) 緊急時における安全の確保

ア 連絡体制の構築

女性相談支援センター、女性自立支援施設や一時保護委託先において、緊急に一時保護すべき状況が把握され、本人が保護を希望する場合など速やかに一時保護すべき状況を想定し、あらかじめ、女性相談支援センターとして一時保護委託先に対して円滑に一時保護委託ができるように連絡体制の構築を図ります。

イ 一時保護移送が困難な場合等

緊急時においては、必要に応じ配偶者暴力相談支援センター、市町村等は相互に連携をとり、一時保護所(又は委託先)が近隣にない等の事情により、直ちに一時保護所(委託先)への移送が困難な被害者について、民間の宿泊施設を提供する等の安全の確保を行います。その際、被害者が加害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、警察との連携を図って、被害者の保護を図ります。実施にあたっては、関係機関の間で連絡体制や対応についてあらかじめ協議を行います。また、被害者にとって身近な行政主体である市町村での積極的な実施の促進を支援します。

(3) 移送体制の確保

休日や夜間における緊急保護、離島及び遠隔地からの一時保護等について、安全な移送が実施できるよう、必要に応じ福祉事務所、市町村担当課等と連携し、移送体制を確保します。特に配偶者からの暴力等からの緊急避難として一時保護を実施する場合で、加害者から危害を加えられるおそれが高いときなど、必要に応じて警察等とも連携して、保護に至るまでの安全確保を行います。

(4) 広域連携の推進

支援対象者の実情に即して、支援対象者を県外へ送り出したり、県外から受け入れるに当たっては、広域措置手続き等が円滑に行えるよう、必要に応じた同行支援及び他都道府県との情報交換に努めます。

(5) 一時保護機能の充実

一時保護については、被害者や同伴者児童等の実情を踏まえ、居室の個室化や保育室、学習室の確保等施設機能の充実強化に努めます。また生活指導員や夜間における宿直職

員の配置等についても配慮し、一時保護機能の充実に努めます。

(6) 被害者の退所時期及び保護期間の延長

一時保護は、支援の方針が決定し、必要に応じて施設への入所等の手続が終了するまでの短期間実施することが想定されていますが、一定期間を過ぎたことを理由に機械的に一時保護を終了することは行わず、例えば、終了後の支援対象者の生活の安定の確保が図られるまで一時保護を継続する等の対応を検討します。

(7) 児童相談所との連携

虐待等の家庭環境を背景とする若年女性のうち、未成年の一時保護に際しては、困難な問題を抱える女性であると同時に児童でもあり、当該女性を一時保護することは、当該女性の親権者の監護教育権との関係等を考慮する必要があることから、関係機関等から一時保護の相談が入った際には、地域の実情に応じて市町村等の女性相談窓口及び女性相談支援員に相談・連携するとともに、女性相談支援センターが児童相談所と連携し、児童相談所から女性自立支援施設や民間団体等に対して、児童福祉法の規定に基づく一時保護委託を行うことも含め、あらかじめ女性相談支援センターと児童相談所の間で、児童福祉法又は法による一時保護の際の具体的な手続等の連携方法を、ケースの状況に応じて十分に協議を行います。

また、困難な問題を抱える女性が、居所が一定しない、あるいは、居住地に戻ることで自体に困難を抱える場合もあることから、未成年である若年女性に関しては保護者の居住地を管轄する児童相談所が一時保護を行う（一時保護委託を含む。）こととなっていますが、成人女性に関しては女性の現在地（一時保護を要する状況で女性が所在する地）の女性相談支援センターが一時保護の判断を行う（一時保護委託等を行う）ことを原則として対応します。

3. 被害回復支援

困難な問題を抱える女性の中には、性的な被害や、配偶者、親族等からの身体的、心理的、性的な暴力等の被害を受け、心的外傷を抱えている者や、差別や社会的排除等の経験に起因する困難や生きづらさ等を抱えている方も多く含まれていることが考えられます。このような経験からの心身の健康の回復には一定の期間を要することも想定されるため、支援に当たっては、医療機関等の専門機関にも相談・連携しつつ、心身の健康の回復のための医学的又は心理学的な援助を行うと同時に、生活の中での被害回復に中長期的に寄り添い続ける支援を行います。

(1) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援

女性相談支援センター及び女性自立支援施設においては、暴力の他、障害や疾病等を複合的に抱えているケースなど、様々な困難な問題を抱える支援対象者のニーズに対応するため、通常配置の職員のほかに、心理療法担当職員や個別対応職員を加配すること等、被害回復に向けた専門的な支援を提供できる体制整備に取り組みます。

(2) 沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターにおける支援等

性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減を図るため、「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター」を 24 時間 365 日体制で運営し、離島を含む協力病院等関係支援機関との連携強化を図りながら、被害直後からの医療支援を含めた総合的かつ速やかな支援に取り組めます。

(3) 医療機関との連携

精神的に不安定な状態にある被害者等、医療が必要な者については、入院治療や服薬、その他医学的判断による支援が確保されるよう医療機関との連携に努めます。

また、その一時保護についても、医療機関と連携の下、受入れ体制の充実に努めます。

4. 生活の場を共にすることによる支援

困難な問題を抱える女性に対して、一時保護等の後に、中長期的に利用可能な住まいの提供や様々な支援機関によるサポート等、安全かつ安心できる環境の下で生活しながら、被害からの心身の健康の回復や、その人らしい日常生活を取り戻せるように支援を行います。

(1) 一時保護後の関係機関等と連携した支援

困難な問題を抱える女性に対して、一時保護等の後に、中長期的に利用可能な住まいの提供や様々な支援機関によるサポート等、安全かつ安心できる環境の下で生活しながら、被害からの心身の健康の回復や、その人らしい日常生活を取り戻せるよう市町村や関係機関等と連携しながら、女性自立支援施設の有効活用など、社会資源を増やすことについて検討を行います。

(2) 母子生活支援施設の広域措置等による社会資源の増加

広域措置が円滑に図られるよう、母子生活支援施設を設置している市及び未設置市町村との連携、調整に努めます。

5. 同伴児童等への支援

同伴児童については、学習支援に限らず、同伴児童本人の状況を児童本人や保護者等からよく聞き取った上で、必要に応じて医療機関や児童相談所、市町村の児童福祉主管課、教育機関等とも連携しつつ、心的外傷へのケアや相談支援等も合わせて実施します。また、保護者である支援対象者の心身のダメージが強く、同伴児童に対する養育が十分に行えない状況や、児童に対して不適切な対応をするおそれがある場合は、保護者の支援を行いながら児童相談所や地域子ども家庭支援センター等と連携していきます。

なお、同伴児童が小学校高学年又は中学生以上の男児である場合や生活・行動の制限(携帯電話の所持・使用、外出・就労・外部との連絡等)に係る取扱いについては、個々の状況に応じて対応方法を検討します。

(1) 一時保護中の学習支援

ア 適切な学習機会の提供

一時保護中でも児童の教育を受ける権利が保障されるよう、一時保護所内での学習支援等を含め、教育委員会や学校等と連携するとともに、本人及び保護者に対して必要

な情報提供を行うなど、適切な学習機会を提供できるよう環境を整えます。

イ 在籍校との連携等

一時保護期間中の児童への学習支援については、在籍校と連携して、教材の確保や児童の理解度等に関する情報提供その他アドバイス、担任教師やスクールカウンセラーによる児童への心理的支援等を行います。

ウ 親子入所等の検討

同伴児童が年長の男児等である場合、一時保護に当たって母子分離が行われるケースもあることから、母子分離を防ぐため、親子で入所可能な施設等に一時保護を委託すること等についても検討を行います。

(2) 女性自立支援施設入所者同伴児童への支援

保護者である困難な問題を抱える女性の心身のダメージが強く、同伴児童に対する養育が十分に行えない状況の場合は、保育やショートステイ、社会的養育等の適切な支援につなげていく必要があるため、女性自立支援施設等と児童相談所、市町村の児童福祉主管課等と十分な連携を図ります。

(3) 児童相談所や関係機関が連携した支援

医学的又は心理学的なケアを必要とする児童については、児童相談所を中心に、児童が通っている保育所、在籍する学校等の機関と連携しながら、学校等における援助についての情報提供を行うとともに、児童の状況に応じて心理療法等の支援を行います。

(4) 児童以外の者への支援

一時保護の対象者が児童以外の者（例えば高齢の親族等）を同伴する場合には、当該者の状況をよく確認し、本人の意思を十分踏まえた上で、必要に応じて他機関とも連携しながら支援を行います。

6. 自立支援

女性相談支援センターや市町村その他機関等において、本人の希望や意思を引き出すための十分な情報提供に基づく丁寧なソーシャルワークを行った上で、必要に応じて各機関が連携しながら個別のケースにおける自立支援の方針を検討します。また、女性自立支援施設においては、本人の希望や意思を最大限に尊重するため、健康状態が許さない場合等の例外を除き、本人の参画を得て個別支援のための計画を策定します。

(1) 医学的又は心理的支援

ア 医療機関等の専門機関との連携支援

困難な状況下で必要な医療の受診ができなかった人に対して、女性相談支援センターに置かれた嘱託医等による必要な医療の受診を実施します。心の深い傷の回復は、医療機関等の専門機関と連携して、丁寧に回復につなげていくことが、自立へのステップとしても重要であることから、心理療法担当職員の配置や、精神科医療機関との連携体制の整備に努めます。

イ 配偶者暴力相談支援センターによる情報提供等

配偶者暴力相談支援センターは、被害者及びその子どもへ医療機関の紹介等を行います。また、日頃から医療機関との連携を図るとともに、配偶者からの暴力に関する情報の提供を行います。

ウ 精神保健福祉センター等と連携した中長期的なメンタルヘルスケア

被害者の相談に当たる機関等においては、精神面でのケアを要する被害者について医療機関や保健所、精神保健福祉センター等と連携を図り、中長期的ケアを提供します。

(2) 生活支援

ア 女性相談支援センターの一時保護や女性自立支援施設における支援

女性相談支援センターの一時保護や女性自立支援施設では、日常生活の支援の目的が生活の回復にあることを認識し、人権尊重の理念の下、個別の背景やこれまでの生活習慣に配慮し、一般的な生活の力を身につけるための支援や、施設所在市町村以外の市町村も含め、広域的に連携しながら、保育等の子育て支援のためのサービスや障害福祉サービスを活用するための手続支援を行うなど、支援対象者が日々の生活を安定して送ることができるようにするための環境整備に努めます。

イ 女性自立支援施設における日常生活自立支援

女性自立支援施設に入所中の女性に対しては、今までの生活の中での配偶者等からの経済的支配や借金などの本人の状況に応じて、信頼関係を構築しながら本人の尊厳に配慮して、金銭管理等の支援を行います。

(3) 日中活動の支援

ア 女性相談支援センターの一時保護や女性自立支援施設における支援

女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設（当該女性自立支援施設に入所している場合）は、支援対象者に寄り添って意向を丁寧に聞き取り、就労意欲がある場合は、就労支援を行っている行政機関や民間団体との連携を図り、本人への求人情報の提供、職業相談の実施や職業能力開発の支援等に繋がります。

イ DV被害者に対する職業相談、職業紹介、職業訓練等の活用

被害者の自立支援を行う機関(福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、福祉施設等)において、被害者の職業相談、職業紹介、職業訓練に関して、ハローワーク(公共職業安定所)や各職業訓練関連施設、沖縄県母子家庭等就業・自立支援センターについての情報提供と助言を行い、就業に向けた支援に努めます。

ウ 女性自立支援施設における日中活動の確保

障害により一般就労が困難な者については、女性自立支援施設における日中活動や、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する就労継続支援等の活用等も含め、日中活動の確保を検討します。

エ 自立相談支援機関等による就労支援等

ひとり親家庭等の困難を抱える保護者に対する就労や学び直しの支援として自立相談支援機関による就労等の包括的支援を行います。

オ 職業相談の実施や職業能力開発の支援等

障害者やひとり親家庭の保護者等の就職が特に困難な者に対して訓練手当を支給することによる職業訓練受講を促進します。

カ 判断能力が不十分な支援対象者への支援

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な支援対象者が地域で自立した生活を送るための福祉サービスの利用援助をはじめ、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

キ 刑務所等の矯正施設出所予定者等に対する沖縄県地域生活定着支援

沖縄刑務所、沖縄少年院及び沖縄女子学園では、高齢又は障害を有する者であって、かつ適当な帰住予定地がなく、出所後に福祉サービス等が必要な者については、那覇保護観察所及び地域生活定着支援センターと連携し、帰住先の確保や福祉・医療サービスの利用等の特別調整を行っています。県では、犯罪や非行をした者が立ち直り、再び地域社会の一員となれるよう、国、市町村、民間団体等と緊密に連携協力して切れ目なく支援を実施します。

(4) 居住支援

ア 女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設における住居確保支援

(ア) 市町村等との連携

女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設（当該女性自立支援施設に入所している場合）は、支援対象者が住まいを確保できるように、市町村や住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。）等との連携を図ります。

(イ) 入居に係る情報提供等

民間賃貸住宅への入居に際して必要な保証人が確保できない場合、女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設は、民間の保証会社等に関する情報提供を行う等により支援します。

イ こども施策との連携

居場所のない妊産婦等への生活援助や、中長期的な母子の居住支援としての母子生活支援施設への入所など、こども施策と連携した支援についても検討を行うとともに、住まいの確保に当たっては、公営住宅、民間賃貸住宅ストック等の活用に取り組みます。

ウ 民間賃貸住宅では対応が困難な住宅に困窮する低額所得者への対応

家賃の支払いが困難である等の理由により民間賃貸住宅への入居が制限される低額所得者については、健康で文化的な生活を営むに足りる公営住宅の供給を行います。また、県営住宅においては、入居世帯の所得の変化など実情に応じて家賃の減額や見直しを適切に行います。

エ 公営住宅の入居制度の見直し検討

住宅に困窮した世帯に対して公平かつ的確に公営住宅を供給するために、所得の条件に加えて世帯人員数や現在の居住状況等、より困窮度の高い世帯を優先的に入居させられる期限付き入居等の導入等の仕組みづくりを検討するとともに、子育て世帯や障害者がいる世帯、DV 被害者などへの優遇入居を継続して実施します。

オ 世帯状況に応じた公営住宅間の住替えの推進

公営住宅の居住世帯が、世帯状況の変化等により住居とのミスマッチが生じた場合は、公営住宅間での住替えを推進します。

カ 沖縄県居住支援協議会の取組促進・運営支援

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、県及び市町村の住宅・福祉部局、不動産関係団体、居住支援団体などが連携し、住情報の一元化、高齢者や障害者の居住支援に必要な協議を行う「沖縄県居住支援協議会」の取組を推進します。

7. アフターケア

自立がすなわち孤立とならないよう、地域での生活再建を支えるアフターケアを行います。特に、障害や疾病を抱えている支援対象者には、地域移行後も切れ目なく、必要な医療や心理的ケアが継続して確保されるよう留意します。

(1) 女性相談支援センターにおける支援

女性相談支援センターにおいては、一時保護を終了する場合は、支援対象者が安定した状態で終了後の生活の場に移行し、定着することができるよう、終了後も含めた相談支援等を市町村等の女性相談支援員と連携しながら実施します。また、支援対象者が終了後に異なる地方公共団体に居住する場合は、移住先の地方公共団体の女性相談支援センターや女性相談支援員等との連携に努めます。

(2) 女性自立支援施設における支援

女性自立支援施設は、退所後も安定して自立した生活が営めるよう、市町村とも連携しつつ退所した者と定期的に連絡を取る等の継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等に努めます。

(3) 体制整備の支援

女性自立支援施設が退所者のアフターケアを行うための人員配置をはじめとする体制整備の支援に努めます。

(4) 関係機関等との連携強化

母子生活支援施設などの社会福祉施設への入所が適当である場合、又は被害者の実情により同伴児童を分離して保護する必要がある場合に備えて、日頃の情報交換等により、福祉事務所、児童相談所等との連携を強化します。

(5) 母子生活支援施設等での支援の充実

母子生活支援施設等において、入所している被害者の処遇の充実が図られるよう、各種研修等を実施します。

(6) 精神障害者の地域移行・地域定着の促進

障害福祉圏域アドバイザー配置による地域生活支援拠点等の整備促進及びコーディネーター配置による精神障害者の地域移行・地域定着の促進に取り組みます。

基本目標 3. 支援体制の充実

1. 支援に関わる中核機関等の機能強化

(1) 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の体制

三機関の間で、定期的な意見交換の実施により、日常的な連携関係を深めます。

県と市町村は連携しながら、女性相談支援員又は女性相談支援センターでの相談の受付から女性相談支援センターにおける一時保護、女性自立支援施設への入所、地域生活への移行、地域生活の継続の支援まで、県内の各関係機関との連携により、包括的・継続的な支援を行います。

女性自立支援施設への入所に際しては、受け入れ側の状況等も勘案しながら、女性相談支援センターにおいて入所決定手続きを行います。

(2) 女性相談支援員の任用等

女性相談支援員の任用にあたっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮します。また、地域によって格差が生じることのないよう、女性相談支援員が未配置の市町村への配置等を促す等、必要な取組を行います。

なお、女性相談支援員が安心して業務を行うため、女性相談支援員自身が身の危険を感じた場合の職場の上司との協議やその他必要な対応等について、事前に検討しておくなど、組織として対応するための環境整備に努めます。

(3) 支援従事者への適切な処遇確保による人材確保

県は、国による困難な問題を抱える女性への支援に従事する職員等への適切な処遇確保に係る措置等も活用し、支援従事者が安心して業務を行うための環境整備を図りながら、人材の確保に努めます。

(4) 支援従事者の資質向上

ア 女性相談支援センターによる支援等

女性相談支援センターは、各福祉事務所や市町村等と連携して、困難な問題を抱える

女性に適切な支援が提供できるよう、各機関の相談員に助言を行う等、支援体制の強化に努めます。

イ 研修等の実施

困難な問題を抱える女性への支援に従事する者への研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めます。

ウ 職場環境整備等

困難な問題を抱える女性への支援に関わる者が研修に参加しやすいよう、職場の配慮や職場環境の整備に努めます。

2. 関係機関との連携体制の充実

(1) 関係機関における理解促進

県は、市町村と連携しながら、女性支援が市町村内の様々な部門と関連するものであることを踏まえ、男女共同参画や児童福祉等に関わる関係職員に対しても、情報共有等を行い、女性支援に関連する部局間における理解促進に努めます。

(2) 性犯罪・性暴力被害者に関する総合的な支援に係る連携

ア 専門機関との早期連携

支援対象者が、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害による心的外傷等を抱えている場合は、沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター等の専門機関とも早期に連携し、心的外傷の被害回復や日常生活の回復の支援等につなげます。

イ 沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターにおける支援等

沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターにおいては、性犯罪・性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的な支援(産婦人科・精神科等の医療的支援、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等)を可能な限り一箇所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害者の潜在化防止を図ります。

ウ 警察による対応等

性犯罪被害者の心情に配慮し、希望する性別の職員による事情聴取や病院等への付添いを行うとともに、医師等や関係機関と連携し、被害者の負担を軽減するよう努めます。また、他機関からの性犯罪被害に関する通報、相談等引継ぎがあった際に適切な対応を行えるよう、平素から関係機関との連携強化を図ります。

(3) DV被害者による保護命令申立や発令後の安全確保等に係る裁判所、警察との連携

配偶者暴力相談支援センターにおいては、嘱託弁護士による法律相談や、被害者の保護命令申立てに当たっての指導助言、裁判所への同行等の支援を行います。

裁判所から保護命令発令の通知を受けた際には、被害者に対して発令後の留意事項等

について情報提供等の支援をします。また、警察に対して、被害者の安全確保に必要な情報を提供するとともに、警察から、加害者の状況等に関する情報の提供を受け、警察と連携を図って、被害者の安全の確保に努めます。

(4) DV被害者の安全確保に係る警察との連携

保護命令事案において、被害者に対して防犯指導の教示等被害者との連携を密にして、保護対策を徹底するとともに、加害者については、保護命令の内容の説明を行い、保護命令を遵守し違反のないように指導し、違反した場合は検挙等厳正に対処します。

(5) 法的支援、司法手続きに関する支援

ア 教育機関との連携等

子に対する接近禁止命令制度の趣旨及び概要等について、教育委員会及び学校、保育所等に周知を図ります。被害者に対しては、同居する子どもに対する接近禁止命令が発令された場合には、その旨を教育委員会及び学校、保育所等に申し出るよう促し、申出があった場合には当該機関において適切に対応します。

イ 支援制度の周知等

日本司法支援センター(法テラス)における民事法律扶助制度など、被害者が司法手続きを進める上で支援となる制度の周知に努めます。

(6) 沖縄県配偶者等からの暴力対策に係る関係機関との連携等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するに当たり、関係機関等との連携及び協力を図る場として、沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡協議会(仮称)を設置し、被害者に関する情報やその他被害者の保護を図るために必要な情報の交換や支援の内容に関する協議を行います。

(7) 支援調整会議

支援調整会議の設置により、地域の支援関係者の連携、個別の対象者に係る情報共有、支援内容や支援の方向性の協議を行うなど、近接分野の関係機関の連携強化に取り組みます。

(8) こども施策との連携

支援対象者が妊婦である場合や児童を同伴している場合、また、支援対象者本人が未成年であるなど、子育てに係る支援の必要がある場合のほか児童養護の対象者である場合においても、的確なアセスメントを踏まえて支援の方針が決定され、支援体制が整えられるよう、こども施策に係る相談支援機関や市町村の担当部署、教育現場等と連携して対応します。

(9) 若年妊産婦の支援に係る連携

妊娠・出産期に困難を抱える若年妊産婦の居場所等を設置し、本人や同伴する児童等の状況等を踏まえ、市町村や関係機関と連携して、安定した生活と自立に向けた支援体制づくりに市町村等と連携して取り組みます。

(10) 生活困窮者自立相談支援機関との連携

自立相談支援機関において、関係機関との連携を図りながら、高齢者を含む生活困窮者からの相談に対応するとともに、生活困窮者住居確保給付金の支給をはじめとした就労・家計等の様々な面から、生活困窮者の自立を支援します。

(11) 犯罪被害者等の経済的負担の軽減に向けた施策の整備

被害直後からの様々な経済的負担の軽減を図るため、見舞金制度の創設に向けて取り組めます。また、本県特有の事情を踏まえた支援制度の仕組みや、その他経済的負担の軽減に資する施策について検討します。

3. 民間団体との連携体制

県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行及び相談窓口の設置その他適切な方法により、早期発見に努めるとともに、相談その他の支援を行います。

第5章 参考資料

1. 審議経過

年月	策定委員会	事務局
令和5年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案作成 ・委員会設置作業 ・スケジュール確認
5月		
6月		
7月	第1回策定委員会(R5/7/31) <ul style="list-style-type: none"> ・骨子案説明等 ・法令等の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案作成 ・委員会作業等
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会作業確認 ・スケジュール確認 ・意見照会等 	
9月	第2回策定委員会(R5/9/25) <ul style="list-style-type: none"> ・素案説明等 	<ul style="list-style-type: none"> ・素案作成 ・委員会作業等
11月		
12月	第3回策定委員会(R5/12/18) <ul style="list-style-type: none"> ・素案説明等 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係部局照会 ・部局意見対応
令和6年1月		
2月	第4回策定委員会(R6/2/5) <ul style="list-style-type: none"> ・計画案説明等 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント実施 (R6/2/9～3/8) ・庁内関係部局照会 (パブリックコメント対応等) ・最終案とりまとめ
3月		

2. 計画策定委員会 設置要領

第1. 設置目的

令和6年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律52号)が施行されるにあたり、国で示された基本方針に即して、沖縄県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下、「基本計画」という。）に関する事項を検討するため、「沖縄県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2. 検討事項

- (1) 沖縄県における困難な問題を抱える女性への支援に係る基本計画の内容等について
- (2) その他基本計画策定に係る必要な事項等について

第3. 構成員

- (1) 委員会は、学識経験者、有識者、支援従事者等によって構成する。
- (2) 構成員の任期は、令和6年3月31日までとする。

第4. その他

- (1) 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- (2) 委員長は、構成員の互選により選出し、委員会を統括する。委員長は委員長代理を指名することができる。
- (3) 委員長は、必要に応じ、構成員以外の有識者等の参集をオブザーバーとして依頼することができるものとする。
- (4) 委員会は、必要に応じオブザーバーに意見や助言等を求めることができる。
- (5) 本委員会は、原則として公開とする。
- (6) 本委員会の運営事務は、沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課が行う。
- (7) この要綱に定めるもののほか、本委員会の運営に必要な事項は、委員長が青少年・子ども家庭課長と協議の上、定める。
- (8) この要領は、基本計画の決定をもって終了する。

3. 策定委員会 構成員

任期：令和5年7月1日～令和6年3月31日

No.	氏名	所属団体等	役職	分野	備考
1	矢野 恵美	琉球大学大学院法務研究科 (法科大学院)	教授	学識経験者 (法律)	委員長
2	伊良波 純子	沖縄県女性団体連絡協議会	会長	民間(団体)	
3	金城 敏彦	社会福祉法人 沖縄県社会福祉事業団	理事長	民間(施設)	
4	當眞 郁子	沖縄県母子生活支援施設協議会	会長	民間(施設)	
5	村上 尚子	こころ法律事務所	弁護士	学識経験者 (法律)	

4. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和四年法律第五十二号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）

第四章 雑則（第十六条—第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百二十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項

に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三百九十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難

な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵(かん)養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受け取ることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 - 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。
- （都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。
- （国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。（婦人補導院法の廃止） 第十条 婦人補導院法は、廃止する。（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一五日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

沖縄県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画

令和6年3月

発行 沖縄県子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

TEL : 098-866-2174 FAX:098-868-2402